

Discussion Paper # 88 - DOJ - 4

## 織維産業の産業調整政策

岩田 悟志  
松下 哲也

1988年12月

通商産業研究所 Discussion Paper Seriesは、通商産業研究所研究官による研究成果等を取りまとめ、所内での議論に用いるとともに、関係の方々から、御意見を頂くために作成されたものである。その意味で、この Discussion Paper Seriesに記載された内容は、各研究者の研究試論であって、最終的な研究成果ではない。したがって、本稿に関し、著者の許可なく、引用または複写することは差し控えられたい。

また、ここに記された評価、意見は、あくまで研究に携わった研究者個人のものであつて、通商産業省または研究者が所属する組織の評価、見解ではない。

## 要旨

本研究の目的は、我が国産業でも最も早く産業調整問題に直面し、現在も厳しい状況にある繊維産業を取り上げ、米国、英国での産業調整過程と比較しつつ、その調整過程と政策のあり方について検討することである。

本研究では、以下の調査、検討を行った。①戦後以来1970年代初頭までの紡績業、化織・合織工業を中心とした我が国の繊維産業の調整過程の調査、②朝鮮動乱ブーム後に生じた過剰設備への対応にはじまる戦後の一連の繊維対策とその実施状況の調査、③我が国と同様、先進国としての調整過程を経てきた米国と英国の繊維産業対策についての調査、④政府の政策とは別に、米国、英国で行われた繊維産業における買収・合併による産業の再編成の動きについての調査、⑤設備調整政策、輸入規制政策、産業再編成の三つの視点からの米英日3カ国の比較及びそれぞれの繊維産業動向との係わりについての検討。

以上の調査、検討により本研究で達した結論は、第一に設備調整政策については、それのみでは、産業の中長期的な活性化には十分ではないということである。第二には、輸入規制政策についての効果の有無は、輸入規制の有効性の違い、国内市場への依存度の違い等の各国の事情に依存するということである。ただし、輸入規制については、輸入規制による競争力喪失の可能性、国内消費者の被る負担等の問題が一般的にある。第三は、産業の再編成については各国の市場環境が複雑に影響するため一概に評価を下すことは困難であるということである。

# 織維産業の産業調整政策

## 未定稿

岩田 智志：通商産業研究所 前主任研究官  
松下 哲也：通商産業研究所 前研究官

1988年12月

|                  |    |
|------------------|----|
| 0.はじめに           | 1  |
| 1. 織維産業の変遷       | 3  |
| 2. 織維産業と政策       | 7  |
| (1) 織維政策の変遷      |    |
| (2) 織維政策の評価      |    |
| 3. 欧米の織維政策       | 12 |
| (1) 英国           |    |
| (2) 米国           |    |
| 4. 産業の再編成        | 16 |
| (1) 英国           |    |
| (2) 米国           |    |
| 5. 米英日の織維産業動向と政策 | 19 |
| (1) 設備調整政策       |    |
| (2) 輸入規制         |    |
| (3) 産業の再編成       |    |
| 資料               | 23 |

## 0. はじめに

産業調整問題については、1978年O E C DでP A P一般方針が採択されて以降、国際的な観点から関心が高まっている。

本稿では、我が国産業の中でも最も早く産業調整問題に直面し、現在も厳しい状況にある繊維産業をとり上げ、その調整過程と政策のあり方について検討する。

最初に「1. 繊維産業の変遷」では、戦後以降の繊維産業の調整過程を述べる。戦前に最盛期を経験した綿紡績業は、戦後まもない一時期を除いては、国内における合纖との繊維間競合、先進各国の輸入規制的措置、発展途上国の追上げによって、慢性的な不況に陥ってきている。政策との関わりが最も深かったのもこの分野である。1950年から企業化が始まった合纖工業は、その後飛躍的な成長を遂げる。過剰生産により一時期不況を経験するが、その後、国際市場への進出を図り、高度成長期を迎える。米国などの輸入規制、発展途上国の追上げ、石油危機などを経て現在に至っている。

本項での関心は、国内市場における綿紡績業の調整過程と、戦後新産業として誕生した合纖工業の発展・調整過程にある。

「2. 繊維産業と政策」においては、戦後以来現在まで続いている繊維産業対策を振り返り、評価を試みる。過剰設備対策を狙いに制定された「繊維旧法」、設備のスクラップ＆ビルトを目指した「繊維新法」、設備の一括処理と繊維産業の水平統合を目的とした「特纖法」、日米繊維協定に端を発した「臨纖特」、さらには、繊維産業の中での異業種間連携を狙った現在の「新繊維法」など、一連の対策の概要と実施状況を述べる。調整過程の中での政策の意義、実効性が本項での関心事である。

「3. 欧米の繊維政策」では我が国と同様、先進国としての調整過程を経てきた米国と英国の繊維産業について、政策と産業との関わりを述べる。英国では、戦後まもない時期から、繊維産業の構造不況対策が講ぜられている。過剰設備処理、設備近代化対策のほか、輸入規制も行われたが、それらの対策の有効性は疑問視されている。米国では、日本のような繊維産業対策は行われていない。そのかわりに、厳しい輸入規制策が講ぜられている。

上述のような各国の政策は、繊維産業の動向に少なからぬ影響を与えたが、さらに産業の活力を左右した重要な要因として、「4. 産業の再編成」の問題をとりあげる。英国では、1960年代に2大合纖メーカーであるI C IとCourtauldsを中心に紡織業界の再編成が行われている。日本では合纖の発展期において、合纖工業への参入の手段として極く一部

の企業の合併が行われたにとどまっている。米国では、1950年代から60年代にかけてBurlingtongなどの紡織一貫メーカーが登場し、合併・吸収を行った。それ以降、輸入規制の効果もあり、70年代に至るまで米国の繊維産業は好況を維持し続けた。

「5. 米英日の繊維産業動向と政策」では、設備調整政策、輸入規制政策、産業再編成の三つの視点から米英日3ヶ国の比較を試みる。①設備調整政策は、それのみでは産業の中長期的な活性化には十分とはいえないこと、②輸入規制政策についてはその効果の有無は各国の事情に依存するものであること、③産業再編成は、活性化に大きく資するものであるが、企業家の不断の努力なくしては、競争力を維持し続け得ないことなどが各国の産業動向の比較の中で示される。

繊維産業は長い歴史を経ており、政策との関わりも深い。その意味で今後の産業調整政策を考える上での教訓とすべき事が多い。本稿で議論した、設備調整政策、輸入規制政策あるいは産業の再編成について、一概にその効果の有無、優劣を議論することは困難である。いずれにせよ、常に見失ってはならないのは、市場メカニズムの活用を前提とした上で、必要な範囲で市場メカニズムの補完を行うのが行政の役割であるという認識である。この認識に立つと、輸入規制による国内産業保護を行わなかった日本は、市場メカニズムの十分な活用によって、国際競争力を維持しつつ、相対的には、より効率的な産業調整を行ってきたといえるであろう。

## 1. 繊維産業の変遷

最近の繊維産業が大きな構造調整問題に直面していることは疑いない。発展途上国の追上げは厳しく、繊維品輸入の伸びは著しい。1986年には、繊維品輸入が輸出を上回る状況となった。先進諸国の輸入規制に悩まされてきた我が国の立場は大きく変化している。

繊維産業を個別にみれば、紡績業は、戦後急速な復興をみせたが、朝鮮動乱ブーム以降、慢性的な構造不況状態が続いている。1950年代に誕生した合織工業は、その後石油危機に至るまで急速な伸長を続けてきたが、石油危機以降、構造不況問題をかかえるに至った。中小企業性の高い織物業は、紡績業と同様の過程をたどってきている。ここでは、紡績業、化織・合織工業を中心に、戦後以来1970年代初頭までの繊維産業の調整過程をふりかえる。

### ① 戦後の復興

1930年代に全盛時代を築きあげた繊維産業は、第二次世界大戦を経て極端な縮小を余儀なくされた。戦後、国民衣料の絶対的不足と外資獲得の必要性とを背景に、綿紡績業を主体とする生産の復興が促進された。その契機となったのが、1947年の占領軍の「綿紡績生産能力に関する覚書」による中間許容限度 400万錘承認と過剰米綿の供給である。

400万錘中間枠許容限度の復元は、1949年中にほぼ達成され、50年1月末には十大紡と新紡25社（1947年10月発足）併せて35社全部の操業が可能な状態に達し、綿糸生産は戦争直後の2万トン水準から16万トン水準にまで復活した。

化織工業については、1947年にレーヨン・ステーブル年産15万トンの中間復元目標が設定された。綿紡績業との違いは、①相対的に多額の設備資金と専門的技術を要するため、既設工場の改修・復元の動きはあったものの新会社設立の気運は全く生まれなかつたこと、及び②過剰米綿処理を目的とするGHQの占領政策により、綿製品と競合するスフ設備の復元に制約が課され、復元は人絹設備に絞られ、かつ生産はすべて原糸輸出に向けられたことである。

このような状況にありながらも、既存設備の補修改良と老朽設備の更新が進められた結果、1949年には一応の復元を完了し、人絹・スフあわせて6万トンの水準にまで復活した。

## ②朝鮮動乱ブーム

朝鮮動乱による海外需要の突発的激増を契機に、綿紡績業、化織工業は急激に拡大した。1949年から50年にかけて純綿糸の生産は5割増、化織は10割増となり、また、設備面では1950年6月27日（朝鮮動乱勃発2日後）の紡績設備規制撤廃もあり、1951年中に綿紡機は200万錘の増大、スフ紡機は40万錘の増大となった。

綿紡績業では、こうした設備の拡張は、新紡、新々紡などの新規業者の開設に負う部分が大きく、その結果、中小紡のウェイトが急増し、朝鮮動乱後の過剰生産の一誘因となった。一方、化織工業は、この間の蓄積をもとに合織工業への展開を進めいくことになる。

## ③綿糸・化織の不況

朝鮮動乱が終わり、1952年は反動恐慌の年となつた。1952年1月には、十大紡が戦後始めての自主操短を開始した。同年3月からは、新紡、新々紡をまき込んだ勧告操短が始まり、1953年5月までの15ヶ月間継続された。次いで、1953年からのデフレ政策の影響により、昭和29年不況が始まり、1955年5月には、戦後2回目の勧告操短が実施された。綿糸生産は、1954年を境に停滞傾向を深め、綿紡績企業の化織工業への参入ーいわゆる化織ラッシュが生じた。これにより、化織工業にも過剰生産が広がり、1957年には合織を除くすべての繊維産業において深刻な不況が到来した。化織生産は、この年をピークに後退を余儀なくされることとなる。

## ④合織工業の登場

綿紡績企業の参入により、化織の過剰生産傾向が不可避となる中で、一部化織企業はそれまでの資金と技術の蓄積を活用し、合織の企業化を進めていった。

合織企業化については、政府による強力な育成策がとられた。1948年10月に発表された纖維5ヶ年計画の中にも、合成纖維の生産・設備・所要資金計画が織り込まれており、1949年5月の「合成纖維工業急速確立に関する答申書」（纖維産業生産審議会）以降、政府資金による優遇措置も講ぜられた。

1951年、東洋レーヨンは、当時の資本金7億5千万円を上回る10億円の特許料を払いデュポンと技術提携し、ナイロン企業化に着手した。企業化に当たっては生産体制の整備に加えて、2次加工部門や流通組織を含めた系列化を急速に進めた。東洋レーヨンは、既に朝鮮動乱後の反動恐慌時において、下請機業の系列化に着手していたが、その後ナイロン原糸生産規模の増大に対応するため、優良機織業者の系列化を進め

、また流通面からの補強として、蝶理（絹人絹商社）の系列化をも進め、合纖先発企業としての地位を確立した。

他の化纖企業あるいは綿紡績企業は、特許の障害、原料供給についての配慮などからナイロン参入には必ずしも積極的ではなかった。1955年に日本レーヨンが参入したが、設備能力の上では東洋レーヨンが数倍も大きく、後発4社（鐘紡、呉羽紡、帝人、旭化成）が1963年から64年にかけて参入するまで、東洋レーヨンがほぼ独占的地位を維持した。

ポリエステルについても、1958年に帝人と東洋レーヨンが2社独占体制をつくり出し、後発3社（東洋紡、倉敷レイヨン、日本レーヨン）が参入する1964年までこの体制が継続した。

合纖工業の飛躍的拡大は、綿紡や化纖など既存纖維の構造的不況を強める結果となった。纖維生産高に占めるシェアをみると、レーヨン等の増大により、1940年代後半に既に天然纖維のシェアは減少している。その後レーヨン等化纖の占めるシェアも1956年の31.8%をピークに減少し、それ以降合纖のシェアが着実に増大し、1965年には24.1%を占めるに至っている。

合纖の拡大下にあって、後発化纖企業あるいは一部綿紡企業は、先に述べたとおり、合纖への本格参入を開始し、その結果合纖においても生産過剰が到来することになる。

#### ⑤合纖不況

1963年から1964年初めにかけての金融引締めにより、過熱気味であった景気は不況に転じた。纖維産業においては、後発化纖企業、綿紡企業が、相次いで合纖に参入し、設備拡張競争を行っていた時期であり、生産の増大と需要の減退の中で、合纖工業は初めての不況を経験することとなった。

ナイロン長纖維の設備能力は、1962年末の 150トン／日から、63年末には 220トン／日、64年末には 287トン／日に拡大、生産量も1962年の5万1千トンから、63年7万2千トン、64年11万トンと年率40%の増大を示した。需給ギャップは急速に広がり、ナイロン価格は、64年初頭の1400円／kgから 700円／kgと5割値下がりし、合纖業界は大きな打撃を受けた。

1964年～65年にかけて、東レ、日レ、帝人、鐘紡による自主減産、「ナイロン糸布輸出振興会社（注）」による在庫買上げが行われ、その結果、市況は安定した。同時

に、景気の回復に伴って、国内需要が回復し、輸出が好調に推移し、生産調整は65年末には自然解消した。66年後半には再び各社フル稼働の状況となり不況は終焉を迎えた。

(注) ナイロン糸布輸出振興会社

ナイロンメーカー6社（東レ、日レ、帝人、旭化成、呉羽紡、鐘紡）の共同出資により65年8月に設立されたナイロン製品の一手買取機関。設立認可直後の65年9月、銀行団から32億円の協調融資を受けて各メーカーの手持ち在庫を買上げた。

⑥輸出依存による高成長と先進国の輸入規制

“40年不況”脱出の一つの要因は輸出の好調にあったが、不況回復以降、1970年代初頭に至るまで輸出はさらに増大し、合纖工業は輸出依存型の高成長を遂げることになった。

1964年の合纖輸出は7万9千トン、内需向けは26万4千トンであった。65年には、輸出が14万7千トンと87.1%増大した一方、内需向けは11.8%減となった。その後も輸出は急速に増大し、64年には23%であった輸出比率が、65年には38.8%、71年には53.6%の高水準に達した。

この間の輸出増大には、世界的な合纖需要の増大も大きく寄与しており、いわば日本での供給過剰と世界的な需要増大がマッチした時期といえる。

綿製品については、既に1956年以来輸入規制が行われていたが、これをさらに、毛、化合繊製品にまで広げようという動きが米国を中心として起こってきた。1972年には日米繊維協定が、1974年にはMFAが成立することになる。この点については、「米国の繊維政策」の項で詳述する。

## 2. 繊維産業と政策

繊維産業政策としては、①繊維関連法令に基づく繊維対策、②中小企業関係法令に基づく繊維対策、③1978年以降の特定不況産業安定臨時措置法、特定産業構造改善臨時措置法に基づく対策がある。

繊維産業は、大企業から中小企業までを含む極めて複雑な産業組織を構成しており、戦後まもない時期から現在まで①と②とが、密接な関係の下で、進められてきた。

③は、石油危機に端を発する構造不況に対応するための一般法である。繊維産業の中では合織製造業と紡績業について特定不況産業安定臨時措置法に基づく設備処理（1978～1983年）が、合織製造業（1983～86年）とレーヨンステーブル製造業（1983～88年）について特定産業構造改善臨時措置法に基づく構造改善が行われている。

本項では、①を中心に、必要に応じて②に触れることにする。

### (1) 繊維政策の変遷

#### ①綿紡・スフの勧告操短

朝鮮ブームの反動によって生じた著しい供給過剰に対処するため、1952年に綿紡・スフに対する勧告操短が行われ、その結果暴落した価格は反騰に転じた。

その後、1953年末に始まった不況は再び繊維産業に大きな打撃を与え、1954年から、「特定中小企業の安定に関する臨時措置法」（中小企業団体法の前身）に基づき、綿スフ織物業の操短とアウトサイダー規制が実施された。また、1955年から綿紡績の第2次勧告操短が実施された。

#### ②繊維工業設備臨時措置法（繊維旧法）

綿紡績の生産過剰状態はその後も続いた。単なる操業短縮では不十分であり、長期的な設備対策の必要性が生じた。1956年、紡績業と染色整理業（設備としては、精紡機と織物幅出機）を対象とした繊維旧法が施行された。同法は、設備登録による新增設の抑制、過剰設備の処理を行おうとしたものである。

綿スフ織物業に対しては、中小企業政策の一環として中小企業団体法に基づく設備規制や中小企業近代化促進法（1963年以降）に基づく低利融資等が実施された。

#### ③繊維工業設備等臨時措置法（繊維新法）

繊維旧法における複雑な登録区分が複合繊維時代にそぐわなくなり、また新增設の一層の激化は抑制されたものの過剰設備の解消は十分には進まなかつたため、こ

これらを解決する手段として、1964年に繊維新法が施行された。本法の主眼は、格納設備の廃棄を条件に2対1の割合で設備の新設を認めるという、スクラップ&ビルドによる設備近代化を進めようとした点にある。

また、本法の施行により、戦後10年間続いた操短体制は廃止された。不況に対する需給調整は独禁法に基づく不況カルテルによることとなった。

#### ④化学繊維工業協調懇談会（協調懇）

1959年の繊維旧法改正により、合纖工業は、同法の規制対象として、自主調整方式による新增設を行ってきた。64年の繊維旧法の廃止により規制から解除された。業界側では、法的基礎がなくとも自主調整による業界の協調を維持したいという意向が強く、1964年10月、官民協調による「化学繊維工業協調懇談会」を設置し、新たに協調方式により設備新增設を進めることとなった。

発足が65年不況に当たったため、協調懇の実際の活動は66年度からとなったが、その後、合纖工業が輸出主導型の成長を遂げるにつれて、従来の設備調整方式に対する批判が高まるようになった。69年10月に協調懇運営方式の大幅な改訂が行われた。これにより、国際競争力の強化という観点から、企業の自由な意志決定が大幅に認められることになり、1959年以来続いてきた業界による自主設備調整は大きく転換した。

#### ⑤特定繊維工業構造改善臨時措置法（特織法）

繊維新法施行直後、1965年から繊維市況は急速に悪化し、綿糸、レーヨン等の不況カルテルが結ばれるようになった。また、繊維新法の目指したスクラップ&ビルドによる設備処理は、むしろ生産能力の増大を招来することとなった。

このような状況を背景に、繊維産業の中長期的な構造改善を目的として、1967年に特織法が施行された。対象業種は特定紡績業と特定織布業（1969年にメリヤス製造業と特定染色業を追加）、これらの業種を対象として(i)過剰設備の処理、(ii)設備の近代化、(iii)生産・経営規模の適正化を進めようとしたものであり、あわせて、これらの業務を行う機関として繊維工業構造改善事業協会を設立した。

#### ⑥中小企業近代化促進法

特織法時代まで、近促法に基づく構造改善を実施してきた業種は、繊維工業で17業種（撚糸、紡毛紡績、メリヤス等）である。特織法の対象業種でないものが相当含まれており、また、特織法の対象となっている業種も、近促法による構造改善を

併せて実施することにより税制上の特別措置の適用を受けることができた。

1974年度からは、新纖維法が施行され、対象業種が纖維工業全般にまで拡大されたことに伴い、纖維関係で近促法の構造改善事業を実施しているのはローブ製造業のみとなった。

#### ⑦臨時纖維産業特別対策

1971年5月からの対米纖維輸出自主規制及び10月の日米政府間協定の仮調印に伴ない、政府は、纖維産業で過剰となった設備の買上げ等の特別措置を講じた。

2回にわたる特別措置は総額2,000億円にのぼり、約110万錘の紡機の、買上げ廃棄等が行われた。

#### ⑧纖維工業構造改善臨時措置法（新纖維法）

1970年代に入って、発展途上国の追上げ、先進諸国における保護主義的傾向の高まりが生じる一方、需要面での多様化、高級化志向も顕著になりつつあった。

1974年に制定された新纖維法は、対象を纖維工業全体に拡大し、異業種連携による知識集約化を目指した構造改善事業を進めようとしたものである。具体的には、

①新商品又は新技術の開発、②設備の近代化、③生産・経営規模の適正化等を進めることとしている。

### （2）纖維政策の評価

政策の評価の視点としては、少なくとも次の2つを掲げることができる。

第1は、政策措置の実効性の有無である。例えば、纖維産業、特に綿紡績業は、戦争直後の一時期を除いては、慢性的な設備過剰に悩まされ続けてきた。纖維政策の直接的目的は長い間に渡って、この過剰設備の処理にあった。政策によって過剰設備は廃棄し得たか。これが第1の視点である。

第2は、本来の政策目的を達成し得たか否か、という視点である。過剰設備の廃棄は、纖維産業の活性化という目的のための一つの手段である。過剰設備の廃棄をなし得たとしてもそれが纖維産業のパフォーマンスの向上につながらなければ意味はない。

さらに、広い意味では、あらゆる政策の目的は、国民福祉の向上にある。ある政策が産業の一時的な活性化に貢献したとしても、そのために国民に過度の代償をしいたとすれば、その政策に対しては厳しい評価を下さざるを得ない。

第2の視点については、諸外国との比較の中で、政策選択の問題として後述する。

ここでは、第1の視点から纖維政策の評価を行う。

### ① 纖維旧法

纖維旧法による登録制度、あるいは、共同行為による設備処理の本来の目的は、過剰設備の廃棄にあつた。登録制度により、新增設の抑制はある程度なし得たが、「廃棄、格納その他の方法」（纖維旧法第24条）による処理のうち、格納が実施されたのみであり、廃棄は行われなかつた。その結果、纖維旧法による措置は短期的な操業短縮の手段にとどまつた。過剰設備の解消は十分には進まず、過当競争が続いた。

### ② 纖維新法

旧法の下に温存されてきた過剰設備についてのスクラップ＆ビルトは新法の下で少なからず進展したといえる。新法実施後、1967年2月までに 184万錘の紡機が廃棄された。しかしながら、廃棄設備2に対し1の割合で紡機の新設、凍結の解除を認めた結果、稼働錘数そのものは1964年の 1,207万錘から1967年には 1,289万錘と増大した。

### ③ 特纖法

紡績業に関する特纖法の実施状況は次のとおりである。

「過剰設備の処理」に関する共同行為の指示については、法施行の日から 1 年以内（1968年8月14日）までに限つて、行うことができることになつたが、1977年以来の好況によりなかなか具体化しなかつた。1968年度に入り、過剰精紡機の処理が開始され、年度末までに約 112万錘の廃棄が行われた。その後、1971～1973年度の臨纖特により、111万錘の設備買上げが行われ、計 223万錘が廃棄された。

「設備の近代化」については、紡績工程の自動化、連続化、3交替制による操業を進めることとされていた。これについては概ね目的を達成した。生産能率の向上については88%の達成率となつた。

#### ④新繊維法

1974年度以降、1986年度までの知識集約化事業の承認件数は77件、施設共同化事業については29件、参加企業数は約1万となっている。構造改善は必ずしもスムーズに進まなかつたが、これは2度にわたる石油危機に伴い、内需が大幅に落ち込み、多くの企業が前向きの構造改善に取り組む余力を欠いたことが理由として掲げられている。

過剰紡機の処理は、長期間にわたって重要課題として位置付けられてきた。しかし、現実に有効な廃棄が行われたのは、1968年の特繊法による一括処理及び1971～73年にかけての臨繊特による買上げ廃棄のみであった。前者については、1967年が好況であったため、現実の廃棄処理に至るまでには業界からの強い抵抗があった。後者は、日米繊維交渉の過程で行われた損害補償的措置（設備廃棄は政府予算による買上げ）である。政府による需給調整を目的とした設備調整に困難な点もあることを示すものといえる。

### 3. 欧米の繊維政策

#### (1) 英国

##### ①1959年綿業法

第1次世界大戦前、年間70億平方ヤードの綿布を輸出し、世界の綿布工場といわれたランカシアは、第2次大戦前は日本の進出により、戦後はインド、香港、パキスタンからの綿製品輸入あるいは輸出市場の喪失にさいなまれた。このような状況を背景に英國政府は、大量の過剰設備を廃棄すべく1959年綿業法を制定した。

59年綿業法は、綿業の紡績、撚糸、織布、加工の4部門を対象として過剰設備廃棄と残存設備の近代化を進めるものであった。過剰設備廃棄（1959～61）については、廃棄のための買上費用の2／3を政府が負担、設備近代化（1959～64）については、要した費用の1／4を政府が負担することとしていた。

設備廃棄は、1959年4月から1961年末までに完了し、紡機は48%、織機は38%が廃棄された。政府資金は廃棄、近代化を含めて2,500万ポンドに上った。

##### ②Textile Council の調査とその勧告に基づく対策の実施

1959年綿業法の施行、産業再編成による4大グループの出現後、しばらく好況が続いたが、60年代後半には再び不況となった。英國政府は3年近くの期間と10万ポンドの費用を投じて、繊維産業対策のための調査を実施し、69年3月にその調査結果と勧告を発表した。これには、i) 英國綿業の不振は、英連邦特惠による無税の綿製品の輸入が大きな原因であること、ii) 綿業各部門の国際競争力の低下は明らかであり、その改善に努めるべきこと、などが示されている。

この調査結果と勧告を受けて、英國政府は、i) 綿及び関連繊維産業の中小企業に対して、総額1,000万ポンド（約86億円）の設備近代化融資を行うこと、ii) 1972年以降、英連邦諸国からの無税の綿製品輸入に約15%の関税を賦課し、同時に輸入割当は廃止することを発表した。

i)については約200万ポンドの融資総額にとどまり、ii)については、輸入割当は従前通り継続すると発表したうえで、関税を課すこととした。1年後、1973年1月から英國はECに加盟した。

### ③1972年工業法による資金援助

EC加盟の前年、英國産業の問題業種の強化を図る目的で1972年工業法が成立した。これは問題の多い特定産業の企業に政府補助金を支給して、その改善を図ろうとするものであり、繊維産業の中では羊毛工業と衣料工業とが対象業種となった。

羊毛工業は1973年7月、衣料工業は75年10月に対象業種に指定され、羊毛工業には1,500万ポンド（約110億円）、衣料工業には2,000万ポンド（約150億円）の補助金が用意された。

### ④ウィルソン首相の繊維産業助成計画

EC加盟により、輸出増加の機会にもめぐまれたが、域内・域外からの強い輸入圧力にも悩まされた。英國繊維業界は、政府に対し、繊維品輸入の20%削減を強く要請したが、輸入削減という一方的措置は英國の繊維品及び他の産品に対して報復措置を招くとして政府はこれを拒否した。これに代わる援助策として、ウィルソン首相は1975年7月、7項目の繊維産業助成計画を発表した。概要は次のとおりである。

- i) 工業法による2,000万ポンドの衣料工業助成措置
- ii) 国産繊維品の使用について政府関係機関に要請
- iii) 輸入問題に関してはMFAを十分に活用
- iv) 75年5月に男子用シューズの英國への輸出に自主規制を課すことを発表した  
　　コメコン諸国との協定を慎重にレビュー
- v) 衣料にも輸入監視制度を拡大
- vi) 必要が生じた場合には反ダンピング法を行使
- vii) ポルトガルからの繊維品輸入に対して無税枠を厳密に適用

## (2) 米国

米国の第二次世界大戦後の繊維政策は、1956年における日本の対米綿製品輸出自主規制という形での輸入規制によって始まったといわれている。以来、現在まで政策の主体は輸入規制政策であり、設備調整政策は行われていない。

以下、第二次世界大戦後の輸入規制政策を歴史的に概観してみる。

### ①日本の対米綿製品輸出自主規制（1956～61年）

1955年頃の米国の綿製品産業は合纏との競合激化、朝鮮戦争休戦後における生産の下降等に直面していたところ、綿製品の関税引き下げを契機として日本製品の輸入が急増した。これらを背景として、米国繊維産業及び議会において輸入制限の動きが活発化し、1956年日本側は一部の綿製品について1年間米国向け輸出を自主的に調整することとした。しかし、米国業界は日本側の措置が一方的に決定され、米国側の意向が反映させられていないことなどを不満とし、日米政府間で交渉した結果、自主規制を1957～61年の5年間とすることとし、規制対象も全綿製品に拡大させるなどの規制強化が合意された。

### ②STA及びLTAに基づく輸入規制（1961～73年）

1959年以降、香港等の日本以外の国からの綿製品の輸入が急増し、米国繊維業界での輸入制限運動が再度活発化した。

こうした情勢の中で1961年ケネディが大統領に就任し、その直後「繊維産業援助計画」が発表された。その第6項は、既存産業の不当な混乱を避けるべき貿易の基準を定めるための主要繊維品輸出入国からなる国際会議の早期開催ということであった。

その後、主要繊維品輸出入国による国際会議がGATT主催で開かれ、1961年7月に、1961年10月～62年9月の1年間を期間とする「綿製品の国際貿易に関する短期取決め」（STA）が成立した。さらに、1962年2月には「綿製品の国際貿易に関する長期取決め」（LTA）が成立した。これにより綿製品に係る輸入規制のための国際的な枠組みが構築され、これに基づき米国は綿製品の輸入規制対象国を日本以外の輸出国にも拡大し、綿製品の輸入規制を強化した。

### ③日米毛・人造繊維製品取締及びMFAに基づく輸入規制（1971年～）

1960年後半において化合繊製品の輸入量の増加が著しくなり、毛製品においても輸入品の国内消費に占める割合が約1/4を占めるようになった。

このような状況において、1969年1月、輸入規制を綿製品のみから化合繊・毛製品を含む全纖維製品にまで拡大することを選挙公約としていたニクソンが新たに大統領に就任した。ニクソン政権はこの選挙公約を実現すべく日本、韓国、台湾、香港等の纖維主要輸出国に対し毛・化合繊製品に係る包括的輸出規制を求める二国間交渉を行った。それらの交渉の結果、1972年1月に、1971年10月～74年の3年間を期間とする「日米毛・人造纖維製品取極」が日米政府間で正式調印され、成立した。また、相前後して米国は韓国、台湾、香港とも同様な取極を結んだ。

この結果、米国は、一部の主要輸出国との二国間協定によってではあるが、輸入規制を綿製品から全纖維製品に拡大し、その強化を実現した。

さらにその後、GATTにおいて纖維作業部会が設置され、国際纖維貿易問題の検討が行われ、その結果、1974年1月に、毛・人造纖維をも含めた「多纖維多国間取極」(MFA)がGATTにおいて採択された。これにより、綿製品のみならず全纖維製品に係る輸入規制を行うための国際的な枠組みが成立したことになる。MFAはその後、数次に渡り改定、延長され現在に至っている。

MFA成立後、米国はその枠組みの下、規制対象国、規制品目を拡大し、纖維輸入規制をますます強化することとなった。

1982年1月時点では、米国がMFAに基づき二国間協定を締結し、輸入規制を行っている国は24か国に昇っている。

#### 4. 産業の再編成

##### (1) 英国

1959年綿業法による近代化計画が終了しようとする1963年後半から65年にかけて、人造纖維メーカーのCourtaulds社と I C I 社による纖維企業の買収合併が行われた。ランカシアの紡織業は衰退の趨勢にあったが、人造纖維の販路確保のためには、これら紡織業の強化を行う必要があった。綿業法の下で過剰設備の廃棄、設備の近代化がある程度進展したため、この両社が企業統合に乗り出した。

1963年、 I C I 社とCourtaulds社とが合同で計 1,000万ポンド の融資を行い、有力紡績 English Sewing Cotton社が、 繊維品の製造・販売を行っていた Tootal社を買収した。これが、企業統合のはじまりであった。

その後、Courtaulds社は、 Lancashire Cotton Corporation 社（英国最大の紡績会社）と Fine Spinners and Doublers 社（英国第2位の紡績会社）を買収し、その結果、Courtaulds社は英国最大の紡績会社となった。その後、多数の織布、ニット、染色加工、コンバーター、衣料、家庭用品メーカー等を買収し、人造纖維の製造から最終製品の販売に至る垂直の一貫経営の大グループが形成された。

I C I は直接の買収統合は行わなかったが、ランカシアの中堅紡績 Viyella International 社に多額の資金を融資し、また、人造纖維糸加工と長纖維織布を主とする Carrington and Dewhurst社の株式保有を行い、両社による買収統合を支援した。

Viyella International 社は、英国第3位の紡績会社 Combined English Mills 社を始めとして多数の纖維会社を統合し、綿・人造纖維の紡績、織布、染色加工、コンバーター、2次製品製造にわたる大纖維グループをつくり上げた。

Carrington and Dewhurst社及びEnglish Sewing Cotton 社も纖維会社の統合を進め、1965年頃には、英國纖維産業は、Courtaulds 社、Viyella International社、English Sewing Cotton 社及びCarrington and Dewhurst 社の4グループに再編成された。

その後、1968年に English Sewing Cotton社は染色加工と衣服製造の Calico Printer's Association社と合併し、English Calico社となり、1973年にはTootals 社と社名を変更した。

1970年には、Viyella International 社とCarrington Dewhurst社が合併して Carrington Viyella社となり、Courtaulds社、Tootals 社及びCarrington Viyella社の

3グループが形成された。

以上のような再編成の結果、紡績事業あるいは織布専業の会社数や設備は減少し、紡績・織布・加工の垂直的経営を行う会社のウェイトが高まり、1968年初めには紡機、撚糸機、織機それぞれのシェアが、43.5%，21.4%，30.8%であったものが、1975年末には、77.1%，49.4%，47.1%と著しく高まっている。

## (2) 米国

米国繊維産業は、第2次大戦後、他国に先がけて設備の近代化を進めた。同時に企業の集中統合も盛んに行われた。朝鮮動乱以後国際競争力を失いつつあったが、ケネディ大統領の繊維産業援助計画により収益性は改善し、1960年代に入って企業統合、設備の縮小・近代化も進んだ。

Burlington社やJ.P.Stevens 社等の巨大な繊維総合会社を中心とする紡織・加工・流通の企業統合が1950年頃からとくに活発化し、紡織加工から最終製品までを一貫して生産・販売する「完全なコンバータ」が登場した。

Burlington社（元々は織布会社）は、1951年から62年までの間に23の企業を合併した。合併はそれ以前からも行われており、戦争直後に既にコンバータの合併を開始している。次いで2次製品メーカーの合併を行い、素材・半製品のメーカーから製品メーカーへと手を広げていった。吸収されたのはカーペットの三大メーカーの一つであるJames Lee 社やストレッチ・デニムのElwin 社などである。さらに毛部門として、Pacific Mill社や、Lawford Woosted 社、合織部門としてKropman Mill社などを合併している。以上のような吸収合併を経て Burliton社は米国を代表する総合コンバータとなつた。

Burlington社と並ぶ総合コンバータであるJ.P.Stevens 社は、もともとは毛紡績の販売代理店としてスタートした会社であった。1948年に8社を合併したのを皮切りに、大規模な吸収・合併を行つた。

ビッグ3と称されるのが、BurlingtonとJ.P.Stevens そして Deering Milliken である。

他にU.M.M.(United Merchant and Manufactures), Indian Head, Cannon, Spring Mills などが代表的である。

全体の傾向としては、戦後から1950年代末頃までは、当初水平的統合が多かったが、その後、収益の改善を意図して染色整理加工会社、コンバータを合併する垂直的統

合が目立つ。

1960年代に入ってからは、水平的・垂直的統合を通じて多纖維化が進み、また、流通部門に接続する販売志向型の体制が確立されるようになってきた。

企業集中に伴ない、設備近代化も同時に進展し、綿タイプ紡機据付機数も、1953年の2,290万錘から1964年の1,940万錘へと15%以上も減少している。

以上見てきたとおり、英國においても米国においても紡織加工部門についての産業再編成は急速に進展した。我が国では、①東洋レーヨンがナイロン独占時代に行った販売・加工部門の系列化（これは1965年の合纖不況以降むしろ系列企業の自立化を図る動きに転じている。）、②後発企業の合纖参入策として行われた東洋紡、呉羽紡の合併（1966年）、ニチボ一、日レの合併によるユニチカの発足（1969年）にとどまり、他には販売提携程度の動きがあったにすぎない。

## 5. 米英日の繊維産業動向と政策

### ①設備調整政策

輸入規制以外で講ぜられた繊維政策の中心は、設備調整政策であった。設備調整は、需給調整のために必要な手段の一つであり、民間企業が企業活動の一環として自らの判断でこれを行うのは当然である。問題は政府の手によって設備調整の促進がなされる場合の有効性とその是非である。

日本の設備調整政策については、既に繊維工業審議会で、明確な評価が行われている。繊維工業審議会の1984年6月答申に示された設備登録制の問題点についての議論を要約すれば以下のとおりである。

- ・設備投資は、企業の自主的な経営判断に基づき行われることが原則で、これに対する規制は極めて限定されたものとすべき。
- ・新增設禁止により登録設備が権利化し、①競争力を失った設備が温存される、②行政に対する過度の依存を生む、③技術改善努力を阻害するなど、産業の競争力を弱体化させているおそれもある。
- ・設備登録制のメリットとして、①業界の秩序維持、②大企業の参入防止、③業界の実態把握をあげる意見もあるが、これらの副次的効果を根拠に設備登録制を維持するというのは疑問。

このようにそもそも措置の是非、存在意義についての議論があることに加えて、過去の政策の実施状況をみると、以下のような問題点がある。

すなわち、繊維産業は大衆需要に直結した産業である。好・不況の波に敏感であり、かつサイクルも短い。日本の繊維産業では、ほぼ3~4年が景気循環の周期である。また、この循環が繊維産業に特徴的なバイブルайн効果により増幅される傾向がある。短期的な操短以外の設備調整措置については、政策決定までのタイム・ラグを十分に考慮する必要がある。特織法による設備の一括廃棄はその一つの事例である。特織法の必要性については、既に1965年から議論が始まっていた。その実現は2年後の1967年であった。1967年には既に市況は回復に向かっており設備の不足を主張する声さえ上がっていた。その結果、設備の一括廃棄については67年度は見送りとなり、68年度に入って実施に踏み切り得たのである。

次に、英國及び米国の事例をみる。

英國では、先に見たとおり、1959年綿業法により大量の設備廃棄を行った。1959年4月には1690万錘であった紡機が1961年末には 860万錘と激減した。この設備廃棄は業界再編成の糸口とはなった。しかし英國纖維産業の再生にはつながらず、その後も英國纖維産業は縮小を余儀なくされていったのである。綿業法による一括廃棄後、民間の自主的な転廃業や合理化によって、紡機は64年にはさらに 610万錘にまで減少し、その後も縮小はとどまるところをしらなかつた。

米国では、政府による設備調整の促進は行われていない。民間企業により、好況期の増設、不況期の撤廃が行われている。

## ②輸入規制

日本は先進国中で唯一輸入規制を行っていない。英國、米国はいずれもMFAによる輸入規制を行っている。米国の纖維産業は、1950年代後半から産業再編成と輸入規制とにより、「病める産業」を脱したといわれる。英國においても1960年代に産業再編成と輸入規制とが行われた。しかしその後も大幅な縮小と不振が続いている。この差は、第1に、輸入規制の有効性の違いによる。英國は、1959年綿業法の後、1972年まで英連邦からの無税の綿製品輸入に国別割当を設けていた。73年からは拡大ECのもとで厳しい輸入規制を行ってきた。しかし、英國の実際の輸入をみると、綿糸ではMFAによって規制されていないスペイン、ポルトガル等地中海沿岸諸国からの輸入が増大しており、綿布では規制国からの輸入量が数量としては多いものの、EC域内諸国の伸びが著しい。人造纖維も綿糸と同様の状況にある。その結果、MFA二国間協定国からの輸入割合は、綿糸で10.9%、綿布で58.8%、人造纖維織物では17.6%（いずれも1979年）にとどまっており、輸入規制は有効に機能していない。

これに対して米国の輸入規制は極めて有効に機能している。MFA二国間協定国からの輸入割合は綿製品で91.2%、人造纖維製品で80.7%（1979年）となっている。

第2は、国内市場への依存度の違いである。米国の国内市場は極めて広大であり、纖維産業はもともと国内産業として発展してきた（1960年の綿織物の輸出比率は4%、英國は21%）。輸入制限により国内市場を守り、その中で厳しい競争が行われた。英國の纖維産業は輸出依存度が高く、このためかりに徹底した輸入規制を行ったとしても、国際競争力の低下により輸出が減退し、縮小を余儀なくされたであろう。

有効性の議論は別として、輸入規制については次の問題点がある。第1は、輸入規

制による競争力喪失の可能性である。米国の場合には国内市場は広大である。他産業では既に1920～30年代に大トラスト体制が確立されつつあったのに対し、繊維産業では商品規格の困難さから、極めて競争的な状態が維持された。他の国では、むしろ保護貿易による国内産業の競争力喪失の可能性が高い。第2は、国内消費者のこうむるデメリットである。米国の場合においても関税・非関税障壁による消費者の負担増は200億ドルにのぼるという試算がある。第3は、相手国の被害とそれによって誘発される報復措置あるいは世界貿易の縮小均衡の恐れである。

以上のような問題点を考慮すれば、輸入規制的措置は、短期的にはともかく、中長期的にはそれを行った国自身にもその他の国にも被害を及ぼすことは明らかである。

政府規制の不完全さについても指摘したい。80年以降、米国の繊維製品輸入は急激に増加している。これは規制対象外品目の増大によるものであり、米国政府は次々と規制対象品目を増やした。しかしながら、輸入規制は、輸入急増が生じてはじめて講ぜられる措置であり、事前的、予防的措置ではない。したがって規制は常に後追いになり、規制の網をくぐるための規格変更や、第3国経由の輸出への切替えなどが増え、有効性を失う。

### ③産業の再編成

既に見たとおり、英國では1960年代、米国では1950年代後半から産業の再編成が急速に進んだ。

英國では、1959年綿業法による設備の廃棄と近代化とが進められた直後に、ICIとCourtauldsにより産業再編成が行われた。しかし、英國の繊維産業はその後も縮小を続けた。60年代末をピークに、1973年石油危機以降、英國繊維産業の垂直統合は崩壊したともいわれている。Courtauldsについては次のような事実が指摘できる。

垂直統合の進展後、グループ内部の組織化と合理的経営体制の整備が遅れ、例えばグループ内で各工程が1対1の関係で結合しており柔軟性を欠く結果となった。その結果、79年以降の①景気後退、②ポンド高、③米国品輸入増により 10,000 人に近い減員、350の事業所のうち50事業所の閉鎖などが起こっている。Tootals社、Carrington Viyella社も同様の状況に陥っている。

米国の動向は対照的である。輸入規制のメリットを享受しながら国内市場での競争を行い、好況を維持していた。紡織加工業の売上高は1964年以降目立って増加した。売上高利益率は、1960年代初めの数年間は 2.1～2.5 %であったが、64年から69年ま

で3%水準を概ね維持し、65年、66年には3.8%～3.6%に達した。70年には1.9%の低率であったものの71年以降再び急速に回復している。

産業の再編成については、各国の市場環境が複雑に影響するため、一概に評価を下すことは難しい。結果のみをみれば、英國の産業再編成は失敗し、米国のは成功したといえる。

日本の合織工業では、過去何度か産業再編成の議論が行われている。国際競争力の確保という観点から海外企業に伍しうる大規模生産体制を指向する動きがその一つである。1966年3月の「化学纖維産業の長期対策について」（日本化学纖維協会）では、国際競争力強化のための①企業数の減少、②経営規模の拡大ないし、③専門化の必要性をうたっている。1967年6月の「わが国産業の再編成」（日本経済調査協議会）では、①合成纖維重合紡糸段階における水平的集中化（3社又は3グループへの集中化）、②紡織以降の加工流通段階における大型コンバータの育成と合織企業による大型コンバータへのファイバー売出し体制の確立がうたわれている。これらの動きの背景には、1967年の資本自由化に向けての対応という意味あいがあった。その後今日に至るまで具体的な産業再編成の動きはない。金融系列を超えた提携・合併には抵抗が大きかったこと、また、高度成長期にあって、激しい競争の下で個別企業が規模拡大を行ってきたことが、その理由である。

英米との比較のみではこれ以上の議論を進めることはできない。合織工業のように、欧米とも十分な競争力を有する川上部門は別として、中小企業性が高く、流通経路も複雑な川中・川下部門については、欧米のコンバータに類似した再編成の必要性があるのではないか。

表1-1 糸生産量

(千t)

| 年    | 綿糸  | レーヨン・キュプラ・アセテート |     |     | 合 成 繊 維 |     |     | 備 考     |
|------|-----|-----------------|-----|-----|---------|-----|-----|---------|
|      |     | フィラメント          | 紡績糸 | 計   | フィラメント  | 紡績糸 | 計   |         |
| 1942 | 162 | 43              | 20  | 63  |         |     |     |         |
| 1943 | 96  | 23              | 17  | 40  |         |     |     |         |
| 1944 | 56  | 10              | 15  | 25  |         |     |     |         |
| 1945 | 24  | 3               | 3   | 6   |         |     |     |         |
| 1946 | 59  | 4               | 5   | 9   |         |     |     |         |
| 1947 | 122 | 7               | 7   | 14  |         |     |     |         |
| 1948 | 125 | 16              | 11  | 27  |         |     |     |         |
| 1949 | 157 | 30              | 18  | 48  |         |     |     |         |
| 1950 | 238 | 47              | 40  | 87  |         |     |     | 朝鮮動乱ブーム |
| 1951 | 337 | 63              | 68  | 131 |         |     |     |         |
| 1952 | 353 | 64              | 94  | 158 | 1       | 3   | 4   | 反動恐慌    |
| 1953 | 414 | 74              | 114 | 188 | 2       | 6   | 8   |         |
| 1954 | 464 | 84              | 147 | 231 | 4       | 8   | 12  | 綿生産のピーク |
| 1955 | 419 | 89              | 186 | 275 | 7       | 13  | 20  |         |
| 1956 | 505 | 103             | 233 | 336 | 13      | 24  | 37  |         |
| 1957 | 539 | 122             | 282 | 404 | 21      | 34  | 55  | 化織生産ピーク |
| 1958 | 454 | 84              | 193 | 277 | 23      | 34  | 57  |         |
| 1959 | 490 | 116             | 204 | 320 | 34      | 58  | 92  |         |
| 1960 | 564 | 143             | 215 | 358 | 47      | 107 | 154 |         |
| 1961 | 570 | 141             | 203 | 344 | 63      | 121 | 184 |         |
| 1962 | 502 | 137             | 185 | 322 | 78      | 135 | 213 |         |
| 1963 | 490 | 133             | 184 | 317 | 109     | 159 | 268 |         |
| 1964 | 515 | 135             | 189 | 324 | 160     | 199 | 359 |         |
| 1965 | 567 | 134             | 273 | 407 | 166     | 222 | 388 | 合織不況    |
| 1966 | 522 | 135             | 256 | 391 | 200     | 260 | 460 |         |
| 1967 | 536 | 137             | 261 | 398 | 256     | 311 | 567 | 合織>綿糸生産 |
| 1968 | 551 | 142             | 271 | 413 | 297     | 368 | 665 |         |

| 年    | 綿 糸 | レーヨン・キュプラ・アセテート |     |     | 合 成 繊 維 |     |      | 備 考    |
|------|-----|-----------------|-----|-----|---------|-----|------|--------|
|      |     | フィラメント          | 紡績糸 | 計   | フィラメント  | 紡績糸 | 計    |        |
| 1969 | 527 | 142             | 268 | 410 | 360     | 395 | 755  |        |
| 1970 | 526 | 136             | 263 | 399 | 457     | 441 | 898  |        |
| 1971 | 534 | 121             | 259 | 380 | 531     | 520 | 1051 |        |
| 1972 | 555 | 119             | 203 | 322 | 503     | 535 | 1038 | 日米綿維協定 |
| 1973 | 555 | 128             | 182 | 310 | 592     | 577 | 1169 |        |
| 1974 | 511 | 116             | 146 | 262 | 523     | 498 | 1021 | M F A  |
| 1975 | 460 | 103             | 109 | 212 | 491     | 452 | 942  |        |
| 1976 | 498 | 109             | 120 | 229 | 567     | 528 | 1095 |        |
| 1977 | 441 | 107             | 99  | 206 | 605     | 490 | 1095 |        |
| 1978 | 448 | 110             | 107 | 217 | 644     | 496 | 1140 |        |
| 1979 | 508 | 114             | 126 | 240 | 649     | 535 | 1184 |        |
| 1980 | 504 | 119             | 111 | 230 | 642     | 538 | 1180 |        |
| 1981 | 456 | 119             | 97  | 216 | 621     | 497 | 1117 |        |
| 1982 | 470 | 121             | 93  | 213 | 608     | 521 | 1128 |        |
| 1983 | 438 | 117             | 96  | 213 | 611     | 512 | 1124 |        |
| 1984 | 437 | 111             | 95  | 206 | 648     | 560 | 1208 |        |
| 1985 | 437 | 105             | 107 | 212 | 654     | 542 | 1196 |        |

(資料) 通産省「綿維統計年報」

表1-2 天然繊維、化合繊の生産高構成

(%)

| 年    | 天然繊維 |      | レーヨン・キュプラ<br>アセテート系 | 合繊系  |
|------|------|------|---------------------|------|
|      |      | 綿糸   |                     |      |
| 1948 | 85.3 | 66.8 | 14.7                | -    |
| 1950 | 78.8 | 57.6 | 21.0                | 0.1  |
| 1952 | 75.6 | 55.0 | 24.1                | 0.3  |
| 1954 | 71.9 | 51.1 | 26.9                | 1.2  |
| 1956 | 64.8 | 45.0 | 31.8                | 3.3  |
| 1958 | 63.9 | 44.7 | 30.3                | 5.8  |
| 1960 | 59.8 | 42.5 | 28.8                | 11.4 |
| 1961 | 59.5 | 42.4 | 27.1                | 13.4 |
| 1962 | 57.4 | 39.4 | 26.5                | 16.2 |
| 1963 | 54.6 | 37.5 | 25.0                | 20.5 |
| 1964 | 52.5 | 36.1 | 23.4                | 24.1 |
| 1965 | 51.6 | 36.5 | 22.1                | 26.3 |

(出所) 通産省「繊維統計年報」

表1-3 合繊生産と輸出の推移

(単位:千t, %)

|      | 生産              | 内需             | 輸出            | 輸出比率  |
|------|-----------------|----------------|---------------|-------|
| 1961 | 153<br>(29.5%)  | 129<br>(26.1%) | 24<br>(50.8%) | 15.8% |
| 1962 | 183<br>(19.3)   | 153<br>(18.3)  | 30<br>(24.9)  | 16.5  |
| 1963 | 239<br>(30.9)   | 238<br>(56.1)  | 55<br>(82.2)  | 23.0  |
| 1964 | 342<br>(43.1)   | 264<br>(10.6)  | 79<br>(43.3)  | 23.0  |
| 1965 | 380<br>(10.9)   | 232<br>(△11.8) | 147<br>(87.1) | 38.8  |
| 1966 | 460<br>(21.3)   | 258<br>(11.0)  | 203<br>(37.5) | 44.0  |
| 1967 | 578<br>(25.5)   | 350<br>(35.8)  | 228<br>(12.4) | 39.4  |
| 1968 | 685<br>(18.6)   | 390<br>(11.4)  | 295<br>(29.6) | 43.1  |
| 1969 | 806<br>(17.6)   | 410<br>(5.0)   | 396<br>(34.3) | 49.2  |
| 1970 | 1,028<br>(27.5) | 598<br>(45.8)  | 430<br>(8.5)  | 41.8  |
| 1971 | 1,165<br>(13.3) | 541<br>(△9.5)  | 624<br>(45.0) | 53.6  |

(資料) 日本化学纖維協会

(注) 輸出はファイバー換算量、括弧内は対前年比伸び率

表2-1 繊維関係法令の推移

|                                | 年 月 日   | 概 要   |
|--------------------------------|---|---|
| 纖<br>維<br>昭<br>旧31<br> <br>法39 | 公布 昭31. 6. 5<br>施行 昭31.10. 1<br><br>改正 昭34. 4.14<br><br>改正 昭35. | <ul style="list-style-type: none"> <li>・精紡機、織物幅出機の登録</li> <li>・過剰設備処理についての共同行為の指示（中小企業安定法により、登録を受けた機械を含む。）</li> <li>・5年以内に廃止（目標年度35Fy）</li> <li>・規制対象設備に紡糸機を追加</li> <li>・目標年度を37Fyに修正</li> <li>・自由化対策（36年4月から原料輸入自由化）のための規制強化（アウトサイダー規制等）</li> <li>・目標年度を40Fyに修正</li> </ul> |
| 纖昭<br>維39<br>新  <br>法45        | 公布<br>施行 昭39.10. 1<br><br>改正 昭42.                               | <ul style="list-style-type: none"> <li>・過剰精紡機の廃棄（スクラップ&amp;ビルト）</li> <li>・精紡機の登録区分の変更</li> <li>・4年以内に廃止（～43. 9.30）</li> <li>・特織法附則により、昭45. 6.30まで延長</li> </ul>  |
| 特<br>昭<br>纖42<br> <br>法49      | 公布 昭42. 7.25<br>施行 昭42. 8.15<br><br>改正 昭44. 4.30<br>〃 昭47. 6.20 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定紡績業及び特定織布業を対象</li> <li>・①過剰設備の処理 ②設備の近代化 ③生産・経営の規模の適性化（併せて繊維工業構造改善事業協会を設立）</li> <li>・5年間の时限立法（～47. 6.30）</li> <li>・メリヤス業及び特定染色業を追加（目標年度48Fy）</li> <li>・振興基金の創設</li> <li>・2年間延長（～49. 6.30）</li> </ul>                              |
| 臨<br>纖<br>特                    | 自主規制 46. 5<br>政府協定 46.10  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・過剰設備の買上げ、運転資金融資等</li> </ul>   |
| 新昭<br>纖49<br>維  <br>法64        | 公布 昭49. 5.25<br>施行 昭49. 7. 1<br><br>改正 昭54<br><br>改正 昭59        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象を繊維工業全体に拡大</li> <li>・異業種連携による知識集約化事業</li> <li>・54. 6.30までの时限立法</li> <li>・構造改善事業実施主体の追加</li> <li>・異業種要件の緩和、59年まで延長</li> <li>・64年まで延長</li> </ul>  |

表2-2 繊維新法と旧法の主要相違点

|             | 旧 法            | 新 法                             |
|-------------|----------------|---------------------------------|
| 期 間         | 廃止規定           | 失効規定(4年間)                       |
| 設 置 規 制     | 紡出制限だけで設置規制なし  | あり(4年間)                         |
| 登 錄 区 分     | 10区分           | 第一段階4区分(3年間)<br>第二段階2区分(1年間)    |
| 糸の紡出範囲      | 18種類           | 登録区分ごとに統合                       |
| 化 合 繊 紡 糸 機 | 法律の対象          | 対象から除外                          |
| 無 登 錄 設 備   | 法律上も実際上も存在する   | 法律上存在せず、違反に対しては強硬措置             |
| 格 納 (凍結)    | 長期・短期併用        | 長・短1本で1回限り                      |
| 操 短         | 短期的操短のための共同行為有 | なし                              |
| 廃 棄 促 進     | 格別の措置なし        | 2:1の新設ないし凍結解除                   |
| 金 融         | 〃              | 39Fy、開銀融資10億円                   |
| 税 制         | 〃              | 企業合理化促進法の業種指定とこれに基づく初年度1/4の特別償却 |

表2-3 繊維新法制定時の見通しと1967年2月までの実績

(万錘)

|                                   | 見 通 し        |             |                 | 実 繢             |               |                 |
|-----------------------------------|--------------|-------------|-----------------|-----------------|---------------|-----------------|
|                                   | 第一区分         | 第二区分        | 計               | 第一区分            | 第二区分          | 計               |
| 39年10月1日の登録錘数<br>停止錘数             | 1,382<br>280 | 158<br>64   | 1,540<br>344    | 1,382<br>277    | 158<br>56     | 1,540<br>333    |
| 42年9月末日の登録錘数<br>使用停止錘数<br>実績は2月1日 | 1,370<br>600 |             | 1,370<br>60     | 1,251<br>79     | 127<br>10     | 1,378<br>89     |
| この間の<br>廃業錘数<br>解除錘数<br>新設錘数      |              | 0<br>4<br>0 | 230<br>54<br>60 | 150<br>48<br>19 | 34<br>12<br>3 | 184<br>60<br>22 |
| 39年10月1日の稼働錘数                     | 1,102        | 94          | 1,196           | 1,105           | 102           | 1,207           |
| 42年9月末日の稼働錘数                      | 1,310        |             | 1,310           | 1,172           | 117           | 1,289           |

表2-4 紡績業の構造改善（特織法）の進捗状況

|        | 基本計画（48年度目標）  | 48年度未実績                               | 達成率                    |
|--------|---|---------------------------------------|------------------------|
| 設備の近代化 | (Ⅰ) 量産品種<br>724万錐<br>生産能率<br>2.3人／組<br>(Ⅱ) 非量産品種<br>314万錐 | 694万錐<br>2.6人／組<br>314万錐              | 98.9%<br>88.4%<br>100% |
| 過剰設備処理 | スクラップ＆ビルトにより過剰設備の処理を図る。                                   | 223万錐<br>臨織特による111万錐<br>(46～48年度)を含む。 |                        |
| 企集業約の化 | 5万錐以上の規模にグループ化  | 8グループ<br>(参加企業 34社)                   |                        |

表2-5 繊維工業構造改善事業の進捗状況

|      | 年 度 别 承 認 件 数 |         |         |
|------|---------------|---------|---------|
|      | 知識集約化事業       | 施設共同化事業 | 計       |
| 1975 | 25 (25)       | 5 (5)   | 30 (30) |
| 1976 | 46 (21)       | 11 (9)  | 57 (30) |
| 1977 | 53 (7)        | 8 (2)   | 61 (9)  |
| 1978 | 53 (3)        | 6 (3)   | 59 (6)  |
| 1979 | 17 (4)        | 2 (2)   | 19 (6)  |
| 1980 | 21 (4)        | 5 (4)   | 26 (8)  |
| 1981 | 26 (4)        | 5 (1)   | 31 (5)  |
| 1982 | 30 (3)        | 6 (2)   | 36 (5)  |
| 1983 | 33 (3)        | 5 (0)   | 38 (3)  |
| 1984 | 22 (0)        | 2 (1)   | 24 (1)  |
| 1985 | 26 (3)        | 1 (0)   | 27 (3)  |
| 1986 | 24 (0)        | 1 (0)   | 25 (0)  |
| ※    | 77            | 29      | 106     |

※新規グループ計

(注) 括弧内は新規グループ数

表2-6 繊維産業対策関連政府資金

(百万円)

|                    |           | 財政措置     |          |       |
|--------------------|-----------|----------|----------|-------|
|                    |           | 融資       | 補助金      | 出資    |
| 1. 繊維旧法(31~38Fy)   | 1,582     |          | 1,582    |       |
| 織機買上げ廃棄            | 1,582     |          | 1,582    |       |
| 2. 繊維新法(39~41Fy)   | 6,248     | 6,114    | 134      |       |
| ①紡機近代化融資           | 961       | 961      |          |       |
| ②織機買上げ廃棄           | 134       |          | 134      |       |
| ③近促法近代化            | 5,153     | 5,153    |          |       |
| 3. 特綿法(42~48Fy)    | 384,968   | 327,650  | 53,618   | 3,700 |
| ①特定4業種近代化          | 140,268   | 140,268  |          |       |
| ②紡・織機買上げ廃棄         | 3,813     | 2,000    | 1,813    |       |
| ③事業協会出資            | 3,700     |          |          |       |
| ④黄麻業近代化            | 1,080     | 1,080    |          |       |
| ⑤近促法<br>(近代化)      | 52,569    | 52,569   |          |       |
| (構造改善)             | (33,898)  | (33,898) |          |       |
| ⑥対米輸出規制<br>(自主規制)  | 180,653   | 131,733  | 48,920   |       |
| (臨綿特)              | (69,388)  | (59,147) | (10,241) |       |
| ⑦金利軽減・協会運営補助金      | (111,265) | (72,586) | (38,679) |       |
| 1~3 小計             | 2,885     |          | 2,885    |       |
| 392,798            | 333,764   | 55,334   | 3,700    |       |
| 4. 新纖維法(49~52Fy)   | 161,444   | 153,550  | 4,791    | 750   |
| ①構造改善              | 20,008    | 20,008   |          |       |
| ②事業協会出資            | 750       |          |          | 750   |
| ③金利軽減・協会運営技術指導補助金等 | 4,791     |          | 4,791    |       |
| ④設備共同廃棄事業(53Fy末まで) | 135,895   | 135,895  |          |       |
| 1~4 計              | 554,242   | 489,667  | 60,125   | 4,450 |

表3-1 1959年綿業法の実施状況

|             | 紡績       | 撚糸       | 織布        | 糸加工          | 織物加工           |
|-------------|----------|----------|-----------|--------------|----------------|
| 開始時(59年4月)  |          |          |           |              |                |
| 会社数         | 144 社    | 170 社    | 625 社     | 242 社        |                |
| 設備数         | 16,897千錘 | 1,609 千錘 | 259,224 台 | 126 百万<br>糸ド | 2,672 百万<br>糸ド |
| 廃棄を行った      |          |          |           |              |                |
| 会社数         | 118 社    | 75社      | 345 社     | 50社          |                |
| 廃棄設備数       | 8,171 千錘 | 544 千錘   | 99,337台   | 33           | 564            |
| 廃棄割合        | 48.4%    | 33.8%    | 38.3%     | 26.3%        | 21.1%          |
| 計画終了時(61年末) |          |          |           |              |                |
| 設備数         | 8,600 千錘 | 1,369 千錘 | 163,300 台 | —            |                |

(出所) 紡績月報

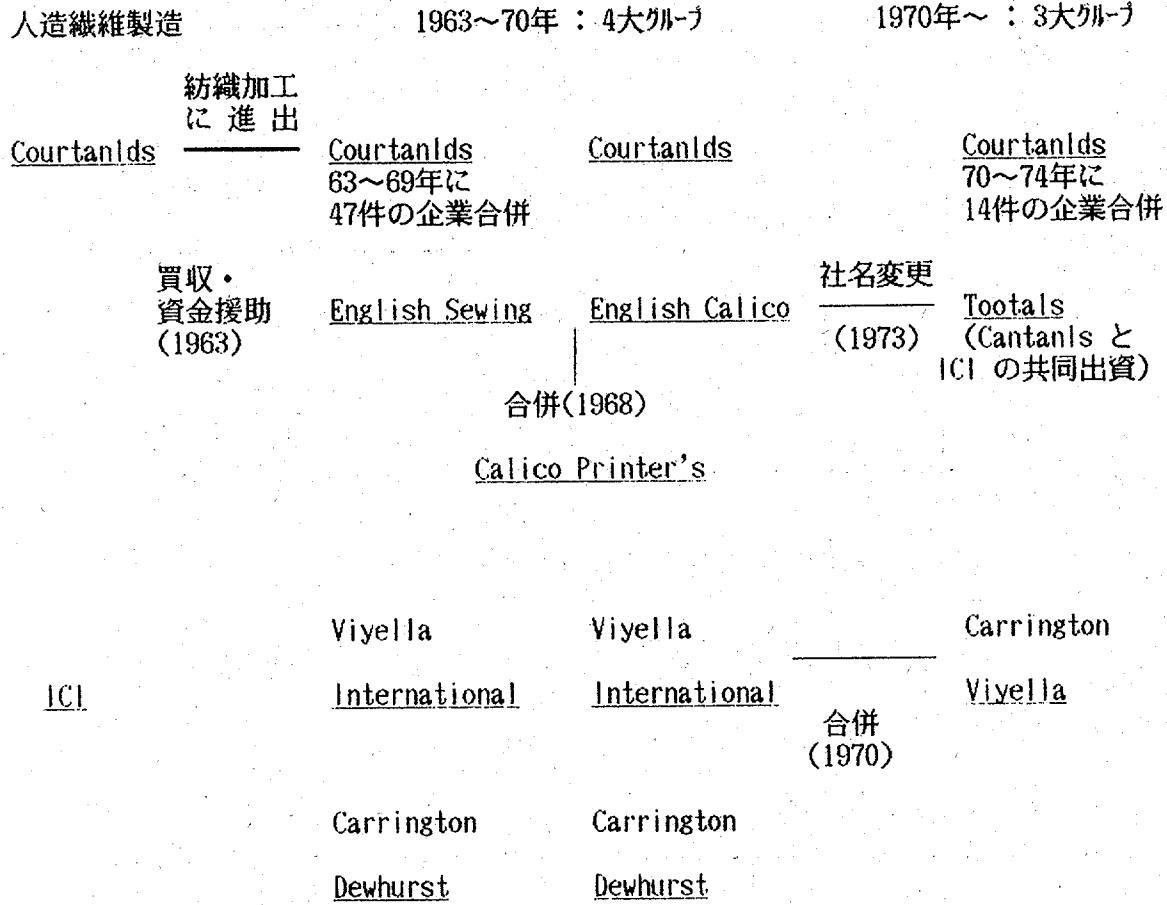
(注) 糸加工・織物加工の設備数は年間加工能力

表3-2 所要資金

(単位: 百万糸ド)

|      | 設備廃棄(2/3補助) | 設備近代化(1/4補助) | 計     |
|------|-------------|--------------|-------|
| 民間負担 | 5. 7        | 40. 5        | 46. 2 |
| 政府負担 | 11. 4       | 13. 5        | 24. 9 |
| 計    | 17. 0       | 54. 0        | 71. 0 |

図3-3 紡織加工大手グループの変換



※3大グループの設備シェア

|    | 1968  | 1975  |
|----|-------|-------|
| 紡績 | 30.3% | 60.3% |
| 織布 | 14.5% | 34.7% |

(資料) 国際綿連

(出所) 日本紡績月報(一部修正)

表3-4 米国向け綿製品輸出

|       | 綿糸  |     | 綿織物     |        | 綿二次製品  |        |
|-------|-----|-----|---------|--------|--------|--------|
|       | 千封度 | 百万円 | 千平方碼    | 百万円    | 千封度    | 百万円    |
| 昭和28年 | 9   | 2   | 33,593  | 2,139  | 10,807 | 2,168  |
| 29年   | 16  | 4   | 50,022  | 3,850  | 12,595 | 2,526  |
| 上半期   | 3   | 1   | 9,764   | 733    | 5,176  | 999    |
| 下半期   | 13  | 3   | 40,258  | 3,117  | 7,419  | 1,527  |
| 30年   | 518 | 117 | 141,777 | 11,140 | 31,529 | 11,663 |
| 上半期   | 157 | 39  | 45,149  | 3,472  | 11,587 | 3,473  |
| 下半期   | 361 | 78  | 96,628  | 7,668  | 19,942 | 8,195  |

※米国本土のほか、ハワイおよびプエルト・リコを含む。

(出所) 大蔵省

(注) 封度: ポンド 平方碼: 平方ヤード

表3-5 米国綿製品輸入に占める日本のシェアの推移

(単位: 千平方ヤード、カッコ内は%)

| (A) 綿織物 |                    |                     |                  |                     |
|---------|--------------------|---------------------|------------------|---------------------|
| 昭和31年   | 合計<br>196,702(100) | 日本<br>149,845(76.2) | 香港<br>—(—)       | その他<br>46.857(23.8) |
| " 32 "  | 128,261(100)       | 89,844(70.0)        | 2,969( 2.3)      | 35,448(27.7)        |
| " 33 "  | 148,310(100)       | 106,398(71.7)       | 2,247( 1.5)      | 39,665(16.8)        |
| " 34 "  | 249,686(100)       | 102,484(41.0)       | 30,760(12.3)     | 116,442(46.7)       |
| " 35 "  | 468,707(100)       | 93,256(19.9)        | 83,316(17.8)     | 292,135(62.3)       |
| " 36 "  | 263,311(100)       | 92,468(35.1)        | 67,549(25.7)     | 103,294(39.2)       |
| (B) 綿製品 |                    |                     |                  |                     |
| 昭和33年   | 合計<br>482.4(100)   | 日本<br>308.1(63.0)   | 香港<br>67.3(13.9) | その他<br>107.0(22.2)  |
| 34 "    | 735.5(100)         | 325.2(44.2)         | 199.9(27.2)      | 210.4(28.6)         |
| 35 "    | 1,053.6(100)       | 273.3(25.9)         | 289.7(27.5)      | 490.6(46.6)         |
| 36 "    | 783.0(100)         | 293.2(37.4)         | 176.6(22.6)      | 313.2(40.0)         |

出所: 米国商務省、O C D M に提出した A T M I 資料等にもとづいて日本紡績協会で算定。

表3-6 日本の対米綿製品輸出規制枠（1956～69年）

(単位：千平方ヤード相当量)

| 合<br>計     | グルーブ      |          |           |                |                 | 備<br>考   |   |
|------------|-----------|----------|-----------|----------------|-----------------|--|---|
|            | I<br>織物   | II<br>家用 | III<br>庭品 | IV<br>布帛<br>衣料 | V<br>メリアス<br>製品 |  |   |
|            | その他<br>製品 |          |           |                |                 |  |   |
| 1956<br>年枠 | 150,000   |          |           | 千打<br>2,200    |                 | 日本側の一方的自主規制、綿織物全体及びプリントクロス、別珍、キンム、ブラウスのみ、但し期中にピローケース等4品目追加 |   |
| 1957<br>年枠 | 235,000   | 113,000  | 30,000    | 71,000         | 12,000          | 9,000  | 日米両国政府の協議に基づく日本側の自主規制(5年間)。全綿製品が規制対象。特掲品目は25品目。グループ間振替率10%              |
| 1958<br>年枠 | 235,000   | 113,000  | 30,000    | 71,000         | 12,000          | 9,000  | 同上  |
| 1959<br>年枠 | 247,200   | 113,000  | 33,000    | 78,100         | 13,200          | 9,900  | グループII、III、IV、Vの枠各10%増。グループ間振替率5%、但しグループIからの振替は認めず、II、IV、VからIIIへの振替も認めず |
| 1960<br>年枠 | 247,200   | 113,000  | 33,000    | 78,100         | 13,200          | 9,900  | 同上  |
| 1961<br>年枠 | 254,760   | 117,000  | 33,000    | 81,660         | 13,200          | 9,900  | 同上  |
| 1962<br>年枠 | 275,000   | 125,500  | 35,000    | 90,500         | 14,000          | 10,000   | 短期協定に基づく日米協定。特掲品目は28品目、グループ間振替率5%                                       |

|        | 合計      | I       | II      | III | IV      |        |   |
|--------|---------|---------|---------|-----|---------|--------|---|
|        |         | 織物      | 家用<br>品 | 庭品  | 衣料品     |        |   |
| 1963年枠 | 287,500 | 125,500 | 41,000  |     | 111,000 | 10,000 | 長期協定に基づく日米協定(3年間)。特掲品目25品目、上限品目7品目、外-フ間振替率5%、二重規制(コール天衣料、コマギン松等)、バーシング(9品目)             |
| 1964年枠 | 296,125 | 129,265 | 42,230  |     | 114,330 | 10,300 | 同上  |
| 1965年枠 | 310,931 | 135,728 | 44,342  |     | 120,047 | 10,815 | 同上、但し特掲品目等29品目、品目間振替率5%(特掲品目のみ)   |
| 1966年枠 | 326,478 | 142,515 | 46,559  |     | 126,049 | 11,356 | 長期協定に基づく日米協定(日米諒解事項による暫定協定…2年間)。特掲品目等28品目、外-フ間振替率10%(Ⅲは5%)、二重規制緩和(コマギン松等)、品目間振替率5%(全品目) |
| 1967年枠 | 355,311 | 155,101 | 50,670  |     | 137,181 | 12,359 | 同上  |
| 1968年枠 | 373,077 | 162,856 | 53,204  |     | 144,040 | 12,977 | 延長長期協定に基づく日米協定(3年間)、特掲品目等26品目、外-フ間振替率10%(Ⅲは5.5%)、未達枠5%の次年度への繰越し、品目間振替率5%(全品目)           |
| 1969年枠 | 391,731 | 170,999 | 55,864  |     | 151,242 | 13,626 |   |
| 1970年枠 | 411,317 | 179,549 | 58,657  |     | 158,804 | 14,307 |   |
| 1971年枠 | 431,883 | 188,526 | 61,590  |     | 166,744 | 15,023 |   |

(出所) 繩 戰 後 紡 繢 史

## 短期取決め（S T A）の概要

### I. 短期取極

長期的解決が未決定の間、参加国は、綿製品に関する当面の問題を国際的行動を通じて処理することに同意し、同時にその行動とは、

- (I) 現在輸入が制限の対象となっている市場への接近を積極的(significantly)増加すること。
- (II) 制限が現在行われていない市場への秩序ある接近を維持すること。
- (III) 輸出で國から必要ならば、輸入市場における攪乱的影響を避けるよう、その輸出政策に抑制の手段を獲得すること。

を企図したものである。

従って参加国は、1961年10月1日に始まる12カ月間に對し、次の短期取極を採用することに同意する。

(A) 参加国は、制限されざる綿製品の輸入が、その国内市場に攪乱を生じ、または生じる恐れのあるときは、如何なる参加国に対しても、1961年6月30日に終わる12カ月間の水準より低からざる特定水準で、かかる攪乱を生じまたは生じる恐れのある綿製品のカテゴリー（附属B参照）の総輸出の抑制を要求してよく、かつ30日以内に協定に失敗すれば、要求国は、特定水準（略）より高い水準で輸入を受入れることを拒否してもよい。緊急事態の場合には要求が交渉中の間、関係国の何れによつても、暫定的に行動がとられてもよい。この取極は、他の条件で、相互に受諾できる双務取極の交渉を全然さまたげるものではない。

参加国は、この手続きが、貿易の最高度の自由の達成及び保護という同意された目標を充分に考慮して、輸入のアノーマルな増加に起因する国内産業の攪乱を防止することにのみ、控え目に使われることを意図する。（中略）

(B) 特定の水準にその輸出を抑制するよう要求された国は、5%だけ、何れのカテゴリーに対しても、特定水準を上廻ってもよいが、抑制の対象となった製品のカテゴリーの要求国への総輸出は、すべてのカテゴリーに対する合計を上廻ることはできない。

- (C) 要求国が、何れかのカテゴリーの内部における輸入の型の移動が、特定のアイテムの輸入の不当な集中を生じ、かつ、かかる集中が攪乱を生じ、または生じる恐れがあると決定するときは、要求国は、上記A項に基づく手続きにより、生産国に、1961年6月30日に終わる1年間の実績より低からぬ定められた水準に、1961年10月1日に始まる12カ月間、当該アイテムの総輸出の抑制を要求してよい。
- (D) 参加国は、非参加国、または積換え、または直接的に競合する繊維品の代替によって、この短期取極が出し抜かれ、または破られることを阻止することに同意する。特に、この取極の目的が、直接的に競合する繊維品の代替を通じて出し抜かれ、また破られる危険のあるときは、それを防止するに必要な限度で上記A項の規定を当該製品に適用する。
- (E) 現に綿製品の輸入につき数量制限を実施中の参加国は、1962年1月1日から現にその輸入を制限する諸国からの輸入を積極的に増加するものとする。当該増加に関する具体的発表は、別途これを行う。
- (F) 本短期協定は、1961年10月1日に始まる12カ月間有効とする。但し、上記E項の規定は1961年1月1日以降効力を有するものとする。
- (G) 合同協議(joint consultation)に関するガットの規定に基づき本協定参加国は、本協定の運用上、必要と認めたとき会合するものとする。この協議は特に上記A項に基づきその輸出を規制する国が、その規制せられる水準を実績に鑑み不適当と認めたとき行われるものとする。(中略)
- 附属A：1960年11月19日ガット総会決議抜粋  
「かかる事態（市場攪乱）は通常下記の諸要素を複合するのが例である。
- (I) 特定仕出国からの特定商品の輸入が急激かつ実質的に増加するか、またはそのおそれのあること。
- (II) かかる商品が輸入国市場の同種商品の通常価格を実質的に下廻って引合いされること。
- (III) 当該輸入国生産者に重大な打撃を与えまたはそのおそれのあること。

(IV) 上記(II)の価格差は、当該国政府による価格決定ないし価格構成またはダンピングにより生ずるもの以外のものであること。(中略)

附属B : Cotton Textile Categories (略)

綿製品の国際貿易に関する長期取決め抜粋

前文

参加国は、

世界貿易の発展のための協力的かつ建設的な行動をとる必要を認め、さらに、このような行動は、経済的拡大を容易にすること、並びに原料及び技術のような必要な資源を有する低開発諸国が能率的に生産することができる產品の世界市場における販売により外貨を獲得する機会を一層増大させることにより、これらの低開発諸国の発展を促進することを目的とするものでなければならぬことを認め、

しかしながら、若干の国においては、その国の見解によれば、綿製品市場の「攪乱」を起こしているか、または起こす恐れがある状態が生じていることを考慮し、

綿製品貿易の発展が輸入国及び輸出国における個々の市場及び個々の生産部門に対する攪乱的影響を回避するような合理的かつ秩序ある方法で行われることを条件として、これら產品の輸出機会を増大させるような方法でこれらの諸問題を処理することを希望し、

(中略)

第1条

参加国は、この取決めの前文に掲げる諸問題の解決に資するため、綿製品の国際貿易の類型の変化により必要となる調整に資する特別なかつ実際的な国際協力の措置を今後数年間適用することが望ましいと考える。ただし、参加国は、上記の措置が関税及び貿易に関する一般協定(以下ガットという。)に基づくそれらの国の権利及び義務に影響を与えるものでないことを確認する。参加国はまた、これらの措置が綿製品の特定の問題について処理することを目的とするものであるから、他の分野には適用されるべきでないと考えることを確認する。

第2条

1. 参加国で他の参加国からの綿製品の輸入に対しガットの規定に合致しない制限を維持するものは、これらの制限をできるだけすみやかに撤廃するため毎年漸進的にこれらの制限を緩和することに合意する。
2. (前略) いかなる参加国も綿製品に關しガットに基づく義務に合致しない新たな輸入制限を適用し、また既存の輸入制限を強化してはならない。

3. 4. 5. (略)

6. 参加国は、他の参加国を原産地とする綿製品で加工後再輸出するため一時的輸入の制度の下で輸入するものに対して輸入制限をできるだけ撤廃しなければならない。

7. (略)

### 第3条

1. 1または2以上の参加国から他の参加国に輸入される特定の綿製品で輸入制限の対象となっていないものが輸入国の市場で攪乱を起こしているか、または起こす恐れがある場合には、当該輸入国は、市場攪乱を起こしているか、または起こす恐れがあると判断する产品を輸出している参加国に対し、そのような攪乱を除去し、または回避するため協議を要請することができる。当該輸入国は、その判断により、そのような产品の輸出が規制されるべきと考える特定の水準を提示するものとする。もつとも、この水準は、附属書Bに掲げる水準よりも低いものであってはならない。前記の要請にはその要請の理由及び正当性に関する詳細な事実に関する陳述書を付さなければならず、要請国は、同様の情報を同時に綿製品委員会に通報しなければならない。

2. 要請参加国は、3に定める期間における輸入の不当な集中が事後の救済を困難にする損害を起こすような緊急な事態においては、この期間の末日までの間、1または2以上の関係国からの1に掲げる輸入を制限するため必要な暫定的措置をとることができる。

3. 関係1または2以上の輸出国が要請を受領した後60日以内に輸出規制の要請またはこれに代わる解決策についての合意が得られない場合には、要請参加国は、市場攪乱を起こしているかまたは起こす恐れがある1に掲げる1または2以上の参加国からの国内需要向け輸入を、当該参加輸出国が前記の要請を受領した日に始まる期間について、附属書Bに定める水準よりも高い水準で行なうことを拒絶することができる。

4. 5. (略)

6. この条の規定を援用する参加国は、この条に基づいてとる措置をできる限りすみやかに緩和し、または撤廃するため検討を続けなければならない。

(略)

7. (前略) 参加国は、この条の定める措置は控え目に使用され、またはとられるべきであること及び、この取決めの前文に掲げる合意された目的を十分に考慮に入れて、市場攪乱を起こしているか、または起こす恐れがある当該產品または当該群〔グループ〕若しくは類〔カタゴリー〕の產品に限されるべきであることを合意する。

(略)

#### 第4条

この取決めのいかなる規定も、この取決めの基本的目的に合致する他の条件に基づく相互に受諾可能な取決めの運用を妨げるものではない。

(後略)

#### 附屬書 B

1. (a) 市場攪乱を起こしているか、または起こす恐れがある綿製品の輸入または輸出を第3条に基づきそれ以下の水準に規制してはならない水準とは、協議の申入れが行なわれた月に先立つ3カ月前に終了する12カ月の期間におけるこれら綿製品の実際の輸入または輸出の水準とする。

(b) 関係参加国の中に(a)に掲げる12カ月の期間について適用する年間規制水準に関する2国間取決めが存在する場合には、市場攪乱を起こしているか、または起こす恐れがある綿製品の輸入または輸出を第3条の規定に基づきそれ以下の水準に規制してはならない水準とは、(a)にいう12カ月の期間における実際の輸入または輸出の水準ではなく、当該2国間取決めが規定する水準とする。

(略)

2. 規制措置が更に12カ月の期間継続される場合には、当該期間の水準は、これに先立つ12カ月の期間について定められた水準に5パーセントの増加を加えたものよりも低いものであってはならない。前記の水準を適用することが極度に困難な例外的な場合においては、関係輸出国と協議の後、輸入国の市況その他の関連要素にかんがみ5ないし0の百分率を適用することができる。

3. 規制水準が更に長期の期間継続された場合には、その後の12カ月の期間の水準は、これに先立つ12カ月の期間について定められた水準に5パーセントの増加を加えたものよりも低いものであってはならない。

## 昭和40年前後における米国の対各国綿製品規制状況

## (A) 長期取決め第4条によるもの

| 相手輸出国     | 協定期間           | 範囲・規制枠・特掲品目                                  |
|-----------|----------------|--|
| 日本        | 1963年1月1日(3年)  | 全綿製品1965年総枠310,931千平方ヤード<br>4ケル-ブ29品目        |
| 香港        | 1964年10月1日(1年) | 36品目総枠271,000千平方ヤード                          |
| 台湾        | 1963年10月1日(4年) | 全綿製品第2年度総枠55,650千平方ヤード<br>2ケル-ブ32品目          |
| 印度        | 1964年4月1日(2年半) | 6品目第2年度総枠39,842千平方ヤード                        |
| ◎ フィリピン   | 1964年1月1日(4年)  | 6伝統的貿易品目を除く全綿製品<br>1965年総枠15,942千平方ヤード 13品目  |
| 韓国        | 1965年1月1日(3年)  | 全綿製品1965年総枠26,000千平方ヤード<br>2ケル-ブ18品目         |
| バキスタン     | 1964年7月1日(3年)  | 4品目第1年度総枠25,000千平方ヤード                        |
| イスラエル     | 1963年10月1日(4年) | 全綿製品1965年総枠92,700千平方ヤード<br>4品目               |
| スペイン      | 1965年1月1日(4年)  | 全綿製品1965年総枠33,000千平方ヤード<br>3ケル-ブ20品目         |
| ポルトガル     | 1964年1月1日(3年)  | 全綿製品1965年総枠92,700千平方ヤード<br>3ケル-ブ26品目         |
| ◎ ギリシャ    | 1964年9月1日(3年)  | 全綿製品第2年総枠5,800千平方ヤード<br>6品目                  |
| ◎ ユーゴスラビア | 1965年1月1日(3年)  | 全綿製品第1年総枠15,100千平方ヤード<br>12品目                |
| イタリ一      | 1962年1月1日(6年)  | 別珍1962-63年1,500千平方ヤード<br>1964-67年1,545千平方ヤード |
| トルコ       | 1964年7月1日(3年)  | 全綿製品第1年総枠2,750千平方ヤード<br>4品目                  |
| アラブ連合     | 1963年10月1日(4年) | 全綿製品第2年総枠46,000千平方ヤード<br>11品目                |
| ジャマイカ     | 1963年10月1日(4年) | 全綿製品第2年総枠19,425千平方ヤード<br>9品目                 |

(B) 長期取決め第3条によるもの

| 相手輸出国   | 時期（期間は1年）   | 品 目              | 枠           |
|---------|-------------|------------------|-------------|
| コロンビア   | 1964年10月 1日 | 綿糸(カード单糸)        | 2,415千枚ト    |
|         |             | 綿糸(コーマ单糸)        | 52.5千枚ト     |
|         |             | シーティング(カード)      | 1,758千平方ヤード |
| メキシコ    | 1964年10月 1日 | シーティング(カード)      | 500千平方ヤード   |
|         | 同 7月15日     | ツイル・サテン(カード)     | 100千平方ヤード   |
| ◎アルゼンチン | 1964年 9月 3日 | 綿糸(カード单糸)        | 420千枚ト      |
| ◎ ブラジル  | 1964年10月28日 | シーティング(カード)      | 525千平方ヤード   |
| ◎ ホーランド | 1964年 7月15日 | ギンガム(カード)        | 100千平方ヤード   |
|         |             | ギンガム(コーマー)       | 100千平方ヤード   |
|         | 同 12月 4日    | プリントクロス(80×80以外) | 625千平方ヤード   |
|         |             | その他綿織物(カード)      | 100千平方ヤード   |
|         |             | ピローケース(カード)      | 125千枚       |
|         |             | シーツ(カード)         | 63千枚        |
|         | 同 8月30日     | シーツ(コーマー)        | 75.6千枚      |
|         | 1965年 5月26日 | フランネル製シャツ        | 4千打         |

備考：◎印は L T A 参加国

(出所) 続戦後紡績史

表 3-10

米国全繊維品国内消費・輸入推移(工場消費段階)

(単位: 100万ポンド)

|                | 化 合 織       |           | 綿    |           | 毛       |           | 合 計      |             |           |         |        |      |
|----------------|-------------|-----------|------|-----------|---------|-----------|----------|-------------|-----------|---------|--------|------|
|                | 国内消費<br>(A) | 輸入<br>(B) | B/A  | 輸入<br>(B) | B/A     | 輸入<br>(B) | B/A      | 国内消費<br>(A) | 輸入<br>(B) | B/A     |        |      |
| 1961           | 1,991.7     | 23.5      | 1.2% | 4,058.1   | 188.9   | 4.7%      | 6,601.7  | 285.2       | 4.3%      | 1,991.7 | 23.5   | 1.2% |
| 1962           | 2,352.9     | 30.6      | 1.3  | 4,232.0   | 309.8   | 7.2       | 7,220.5  | 435.4       | 6.0       | 2,352.9 | 30.6   | 1.3  |
| 1963           | (18.1)      | (30.2)    |      | (5.5)     | (64.0)  |           | (9.5)    | (52.1)      |           | (18.1)  | (30.2) |      |
| 1964           | 2,714.1     | 36.2      | 1.3  | 4,125.4   | 304.3   | 7.4       | 7,416.9  | 435.0       | 5.9       | 2,714.1 | 36.2   | 1.3  |
| 1965           | (15.1)      | (18.3)    |      | (△3.7)    | (△1.8)  |           | (2.6)    | (△0.1)      |           | (15.4)  | (18.3) |      |
| 1966           | 3,103.7     | 50.0      | 1.6  | 4,373.9   | 300.2   | 6.9       | 7,983.8  | 438.8       | 5.5       | 3,103.7 | 50.0   | 1.6  |
| 1967           | (14.4)      | (38.1)    |      | (6.0)     | (△1.3)  |           | (7.8)    | (0.9)       |           | (14.4)  | (38.1) |      |
| 1968           | 3,564.0     | 79.0      | 2.2  | 4,639.6   | 360.7   | 7.8       | 8,760.1  | 544.7       | 6.2       | 3,564.0 | 79.0   | 2.2  |
| 1969           | (14.8)      | (58.0)    |      | (6.1)     | (20.2)  |           | (9.6)    | (24.1)      |           | (14.8)  | (58.0) |      |
| 1970           | 3,972.1     | 123.1     | 3.1  | 4,941.8   | 510.3   | 10.3      | 9,437.3  | 733.8       | 7.8       | 3,972.1 | 123.1  | 3.1  |
| "65~ "70年平均伸び率 | (11.5)      | (55.8)    |      | (6.5)     | (41.5)  |           | (7.7)    | (34.7)      |           | (11.5)  | (55.8) |      |
| "67~ "70年平均伸び率 | 4,250.1     | 138.8     | 3.3  | 4,669.2   | 403.4   | 9.5       | 9,364.2  | 665.8       | 7.1       | 4,250.1 | 138.8  | 3.3  |
|                | (7.0)       | (12.8)    |      | (△5.5)    | (△13.1) |           | (△0.8)   | (△9.3)      |           | (26.3)  | (12.8) |      |
|                | 5,369.7     | 193.3     | 3.6  | 4,389.7   | 479.8   | 10.8      | 10,236.4 | 771.4       | 7.5       | 5,369.7 | 193.3  | 3.6  |
|                | (26.3)      | (39.3)    |      | (△6.0)    | (6.9)   |           | (9.3)    | (15.9)      |           | (5.4)   | (39.3) |      |
|                | 5,660.6     | 257.5     | 4.5  | 4,228.4   | 487.9   | 11.5      | 10,334.9 | 841.6       | 8.1       | 5,660.6 | 257.5  | 4.5  |
|                | (5.4)       | (33.2)    |      | (△3.7)    | (3.0)   |           | (1.0)    | (9.1)       |           | (0.3)   | (33.2) |      |
|                | 5,676.9     | 329.4     | 5.8  | 4,049.3   | 472.3   | 11.7      | 10,080.5 | 887.7       | 8.8       | 5,676.9 | 329.4  | 5.8  |
|                | (0.3)       | (27.9)    |      | (△4.2)    | (△3.2)  |           | (△2.5)   | (5.5)       |           | (0.3)   | (27.9) |      |
|                | 9.8%        | 33.1%     | -    | △2.1%     | 5.5%    | -         | 2.8%     | 10.3%       | -         | 9.8%    | 33.1%  | -    |
|                | 10.1%       | 33.4%     | -    | △4.6%     | 2.1%    | -         | 2.5%     | 10.1%       | -         | 10.1%   | 33.4%  | -    |

『出所』 テキスタイル・オルガノン

### 日米政府間取極の内容

1. 期 間：1971年10月1日から3年間。但し3年目に延長を検討（第1条及び12条）
2. 規制形式：日本側輸出規則（前文及び第1条）
3. 対象品目：全ての毛製品及び人造纖維製品（但し糸以降の製品のみ）。但し品目の範囲及び定義は米国関税分類及び定義に従う。  
(第1条、第11条及び付表B)
4. 総 枠：初年度（1971. 10 ~ 1972. 9） 997.5百万平方ヤード相当  
2年度（1972. 10 ~ 1973. 9） 1,047.4百万平方ヤード相当  
3年度（1973. 10 ~ 1974. 9） 1,099.8百万平方ヤード相当  
(年間伸び率5%) (第3条)
5. 繊維別枠：毛製品は総枠の約4%、年間伸び率1%  
人造纖維製品は、総枠から毛製品枠を差引いた残り（年間伸び率は約5.2%となる）。(第3条)
6. 特定品目：18品目（うち人造纖維15品目、毛3品目）、6グループ、2亜群、実質7グループ。(特定品目の総枠中の比率は約50%) (第4条及び付表A)
7. シフト：グループ間シフト 2.5%~10% (第5条及び付表A)  
グループ内カテゴリー間シフト 3% (第5条及び付表A)  
特掲品目と非特掲品目間シフト可能。(了解記録第4項)  
毛製品の未達分の人造纖維製品へのシフトは米側が認めれば可能。  
(了解記録第5項)
8. 集中協議：(第6条)
  - (1) 市場攪乱：特掲品目内特定製品及び非特掲品目について米側が市場攪乱ありと認めれば協議申し入れ、協議成立までの間は、最近12カ月間の輸入水準5%（毛は3%）増の水準で規制。
  - (2) トリッガー：非特掲品目が年率10%（毛は3%）以上伸び、且つ一定水準を超えた場合、米側より協議申し入れ、協議成立時まで協議時の水準で規制。

9. キャリー・オーバー：前年枠の 5%または関係枠の実際の未達のいずれか少ない数量を限度としてキャリー・オーバー可能。（第7条）
10. 既契約分の処理：1971年10月1日以前の契約のみで初年度枠（特定品目）を上回る場合には、協議により初年度中の輸出可能。但し、初年度枠超過分は第2年度枠から差引く（第9条）
11. 人造繊維糸に関する特例：初年度及び第2年度において、人造繊維糸の輸出は、トリッガー規定の範囲を越えて輸出可能。但し、初年度約47百万平方ヤード相当量、第2年度約49百万平方ヤード相当量を限度とし、綿製品取極枠に未達がある場合に限る。（人造繊維糸に関する交換公文）
12. 専門家会議：取極運用その他につき毎年協議。その他問題発生時に協議。（第9条）

（出所）統戦後紡績史

## M F A の 概 要

1. MFA (Multi Fiber Arrangement、正式名称は「繊維製品の国際貿易に関する取極」) は、繊維製品（綿、毛、人造繊維、植物性繊維及び交織の絹製品を対象）の貿易に関して、ガットの一般原則とは異なる特別ルールを定めた取極である。
2. (1) MFAにおいては、特定品目における輸入数量の急増又は低価格の提供により市場攪乱が起きているか、又はその真の危険がある場合に、輸出入国間の協議により数量ベースでの規制レベルの設定が可能とされており（二国間取極の締結も可）、その場合の数量及び年間伸び率の最低保証水準等が定められている。

## M F A と ガット 一 般 ルール との 相 違 点

## M F A

## ガット一般ルール（セーフガード）

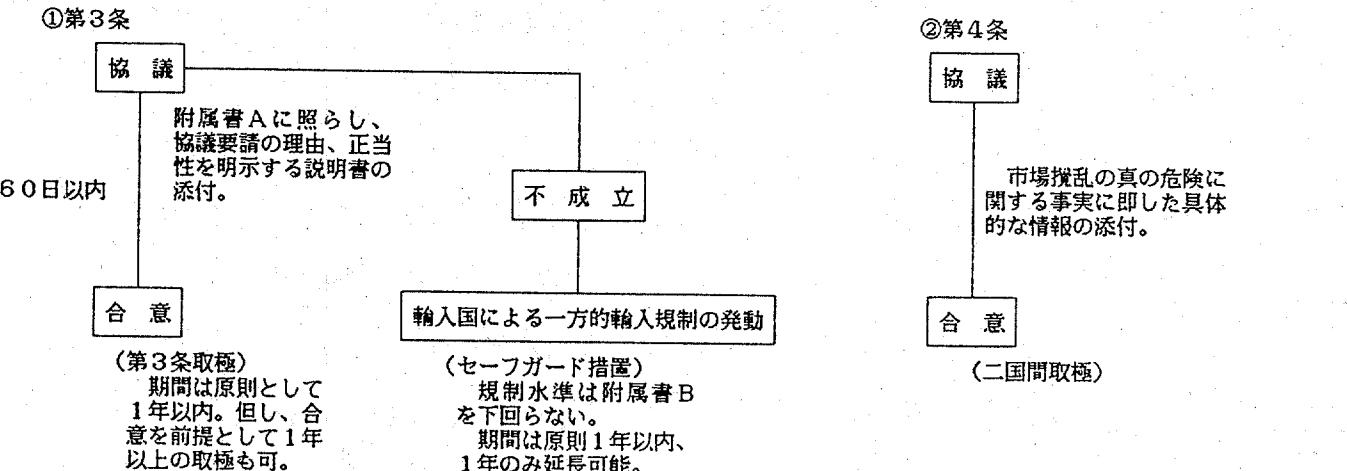
|                                  |     |                                      |
|----------------------------------|-----|--------------------------------------|
| 数量制限の差別的適用<br>代償要求、対抗措置についての規定なし | ——— | 讓許撤回・修正、数量制限等の措置の無差別適用<br>代償要求、対抗措置可 |
|----------------------------------|-----|--------------------------------------|

(2) 数量制限の具体的な内容、発動手続等は次の通りである。

## (イ) 措置の内容

- ①第3条措置 市場攪乱が生じている場合に輸入国は、輸出国に協議要請を行い、輸入制限措置（協議不調の場合は、一方的規制も可）を講ずることができる。
- ②第4条措置 市場攪乱の真の危険が生じている場合に、輸入国は、輸出国に協議要請を行い、相互に受諾可能な条件で二国間取極を締結することができる。

## (ロ) 発動手続



(ロ) 市場攪乱の定義  
(附属書A) 特定の源泉からの特定の製品の①輸入の急激かつ相当量の増加又は増加の切迫、及び（又は）、②輸入国市場の類似品の一般価格に比べ低価格の提供により、国内生産者に、売上高、市場占拠率、利潤等の経済的諸要因に照らして、重大な損害を与え又は現にそのおそれが存在すること。

(ニ) 規制水準  
(附属書B) ①第3条

初年度：協議要請の2カ月（又は3カ月）前に終わる12カ月の実績以上  
2年目以降：1. 原則6%以上の伸び率が認められる。例外的場合であっても正の伸び率が認められる。  
2. 枠間シフトや枠の縫入れ、縫越しが一定限度で認められる。

## ②第4条

第3条に基づく制限よりも総体的により自由（非制限的）であること。

(3) なお、MFA 7条には、参加国が情報交換等の方法によりMFAの効果的運用の確保を計る旨の規定があり、本条を踏まえ、具体的な数量規制を伴わない輸出（輸入）監視に関する二国間取極が締結されている例がある。

## 米国のMFAに基づく二国間綿維協定締結状況（1982年1月時点）

| 相手国     | 対象品      | 有効期間       | 規制の形式                 | 根拠法と公文交換日                     |
|---------|----------|------------|-----------------------|-------------------------------|
| 香港      | 綿、毛、人織製品 | 82.1~87.12 |                       | MFA4 条：82.3.21 ①              |
| 韓国      | "        | 82.1~87.12 | 包括数量規制・<br>協議協定合体     | " : 82.6.14 ①                 |
| マカオ     | "        | 80.1~83.12 | 総量規制                  | " : 79.11.29 &<br>12.18       |
| マレーシア   | "        | 82.1~84.12 | 包括数量規制・<br>協議協定合体     | " : 80.12.5 &<br>81.2.27      |
| ルキスタン   | 綿製品      | 82.1~86.12 | "                     | " : 82.3.9 & 11               |
| シンガポール  | 綿、毛、人織製品 | 82.1~85.12 | 数量規制                  | " : 81.8.21                   |
| スリランカ   | "        | 80.5~83.4  | 包括数量規制・<br>協議協定合体     | " : 80.7.7                    |
| 台湾      | "        | 82.1~87.12 | "                     | " : 82.7.7 ①                  |
| ブラジル    | 綿、人織製品   | 82.4~85.3  | 包括数量規制・<br>協議協定合体（推測） | " : 82.3.31                   |
| コスタリカ   | 人織製整形着   | 80.1~83.12 | 個別数量規制                | " : 80.9.22                   |
| ドミニカ（共） | 綿、毛、人織製品 | 79.6~83.5  | 包括数量規制・<br>協議協定合体     | " : 79.8.7 & 8                |
| ルイチ     | "        | 82.3~85.2  | " (推測)                | " : 82.4.2                    |
| ジャマイカ   | "        | 規定なし       | 協議協定                  | " 4.6 条 : 77.11.22<br>& 12.20 |
| メキシコ    | "        | 78.5~85.12 | 包括数量規制・<br>協議協定合体     | " 4 条 : 79.2.26               |
| ニカラグア   | 綿維製品     | 規定なし       | 協議協定                  | MFA4 適用 : 74.1.3<br>& 75.1.3  |

|          |                             |                 |                   |                               |
|----------|-----------------------------|-----------------|-------------------|-------------------------------|
| ペル<br>ル  | 繊維製品                        | 規定なし            | 協議協定              | MFA4 適用：75.6.13<br>& 9.10     |
| チェコスロバキア | 綿、毛、人織製品                    | 〃               | 〃                 | 〃 : 75.3.2&28                 |
| ギリシャ     | 綿製品                         | 〃               | 〃                 | 〃 : 75.12.29<br>& 76.1.5      |
| ハンガリー    | 綿、毛、人織製品                    | 〃               | 〃                 | 〃 6条 : 76.2.12<br>& 18        |
| ポーランド    | 〃                           | 80.1~84.12      | 総量規制              | MFA4 条 : 80.9.15<br>& 81.3.20 |
| ルーマニア    | 毛、人織製品                      | 81.4~85.3       | 包括数量規制・<br>協議協定合体 | 〃 : 80.9.3<br>& 11.3          |
| スペイン     | 繊維製品                        | 規定なし            | 協議協定              | MFA6 条 : 76.9.23              |
| ユーロスラビア  | 毛、人織男性ズーツ                   | 78.1~85.12      | 個別数量規制            | MFA適用 : 78.10.26&27           |
| 日本       | 1.綿、毛、人織製品<br>2.綿、毛、人織製11品目 | 82.1~85.12<br>〃 | 協議協定<br>個別数量規制    | MFA4 条 : 81.12.21③<br>〃       |

出所：繊維製品輸出組合

表3-1-4

米國の織維製品輸入

| (単位: 1,000トン) |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |
|---------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
|               | 1974  | 1975  | 1976  | 1977  | 1978  | 1979  | 1980  | 1981  | 1982  | 1983  | 1984  |
| 綿 製 品         |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |
| 織 物 類         | 6.0   | 5.3   | 11.9  | 6.1   | 14.0  | 5.6   | 8.7   | 10.9  | 12.9  | 19.1  | 24.8  |
| 織 衣 類         | 121.2 | 102.7 | 147.6 | 110.9 | 136.0 | 107.4 | 117.2 | 158.9 | 120.8 | 157.1 | 210.3 |
| 織 雜 品         | 76.4  | 100.4 | 132.6 | 158.0 | 195.1 | 193.3 | 210.4 | 228.6 | 231.4 | 282.5 | 344.5 |
| 計             | 24.5  | 19.0  | 29.4  | 23.6  | 38.4  | 32.1  | 31.4  | 37.9  | 41.6  | 52.8  | 77.8  |
| 人 造 織 維 製 品   |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |
| 織 物 類         | 6.3   | 6.6   | 8.7   | 18.0  | 23.6  | 14.0  | 12.4  | 14.1  | 16.1  | 24.1  | 30.5  |
| 織 衣 類         | 37.4  | 34.4  | 38.3  | 41.1  | 45.5  | 33.0  | 33.2  | 44.4  | 43.8  | 57.4  | 71.9  |
| 織 雜 品         | 114.4 | 131.4 | 156.2 | 166.5 | 193.0 | 163.2 | 171.8 | 198.3 | 220.7 | 261.3 | 312.9 |
| 計             | 10.3  | 9.3   | 14.3  | 15.6  | 25.9  | 24.9  | 26.5  | 31.4  | 34.7  | 64.9  | 88.5  |
| 毛 製 品         |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |
| 織 物 類         | 168.4 | 181.6 | 217.5 | 240.8 | 288.0 | 235.1 | 243.5 | 288.2 | 315.3 | 407.7 | 503.9 |
| 織 衣 類         | 2.7   | 2.0   | 2.6   | 3.0   | 2.8   | 1.9   | 1.9   | 2.3   | 3.5   | 3.8   | 8.1   |
| 織 雜 品         | 4.2   | 3.8   | 5.5   | 8.5   | 11.7  | 9.8   | 9.6   | 12.6  | 11.7  | 12.7  | 17.7  |
| 計             | 10.8  | 10.4  | 15.0  | 20.0  | 20.4  | 17.8  | 18.9  | 20.8  | 21.0  | 26.7  | 36.7  |
| 綿、人造織維、毛製品計   |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |
| 織 物 類         | 6.4   | 5.9   | 7.2   | 7.3   | 7.0   | 7.0   | 8.2   | 8.8   | 9.4   | 16.6  | 24.4  |
| 計             | 24.2  | 22.0  | 30.3  | 38.8  | 41.8  | 32.0  | 38.6  | 42.2  | 45.7  | 72.1  | 86.3  |

出所: ATM "Textile Hi-lights"

表3-15

米国繊維市場に占める主要繊維品の輸入シェア(%)

| 年    | 綿製品  | 毛製品  | 人造繊維製品 |
|------|------|------|--------|
| 1973 | 14.5 | 22.4 | 7.3    |
| 1974 | 14.7 | 22.6 | 6.3    |
| 1975 | 15.7 | 19.5 | 6.4    |
| 1976 | 19.1 | 23.5 | 7.1    |
| 1977 | 19.3 | 30.0 | 7.4    |
| 1978 | 23.9 | 31.2 | 7.8    |
| 1979 | 22.3 | 29.0 | 7.6    |
| 1980 | 24.4 | 27.6 | 6.7    |
| 1981 | 29.1 | 28.5 | 7.8    |
| 1982 | 28.8 | 33.9 | 9.5    |

出所：米国商務省：

“U.S. Production, Import &amp; Import/Production Ratio

for Cotton, Wool &amp; Man-Made Fiber Textile &amp; Apparel”



表4-2 英国紡織業の構造変化

|               | 1968年初め        |                  |                |                   | 1975年末         |                  |                |                   |
|---------------|----------------|------------------|----------------|-------------------|----------------|------------------|----------------|-------------------|
|               | 会社数            | 紡 機              | 撚糸機            | 織 機               | 会社数            | 紡 機              | 撚糸機            | 織 機               |
| 紡績・織布<br>加工兼営 | 19<br>(4.8)    | 2,035<br>(43.5)  | 184<br>(21.4)  | 30,104<br>(30.8)  | 13<br>(6.2)    | 2023<br>(77.1)   | 217<br>(49.4)  | 22,353<br>(47.1)  |
| その他の          | 379<br>(95.2)  | 2,639<br>(56.5)  | 675<br>(78.6)  | 67,607<br>(69.2)  | 198<br>(93.8)  | 600<br>(22.9)    | 222<br>(50.6)  | 25,066<br>(52.9)  |
| 計             | 398<br>(100.0) | 4,674<br>(100.0) | 859<br>(100.0) | 97,711<br>(100.0) | 211<br>(100.0) | 2,623<br>(100.0) | 439<br>(100.0) | 47,419<br>(100.0) |

(注) その他には紡績、撚糸、織布の専業或いは兼営を含む。

(資料) 国際綿連

表4-3 英国纖維産業の生産指數

(1963=100)

|        | 1967  | 1968  | 1969  | 1970  | 1971  | 1972  | 1973  | 1974  |
|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 纖維工業   | 105.0 | 119.2 | 123.5 | 124.9 | 125.8 | 128.7 | 135.6 | 125.4 |
| 人造纖維製造 | 153.8 | 100.7 | 213.2 | 237.9 | 252.4 | 255.0 | 302.9 | 264.5 |
| 紡績業    | 82.6  | 85.5  | 85.7  | 84.6  | 77.4  | 72.7  | 74.5  | 67.8  |
| 織布業    | 80.8  | 81.7  | 83.3  | 77.2  | 72.1  | 68.2  | 66.4  | 63.5  |
| ニット    | 113.9 | 132.0 | 146.7 | 149.0 | 148.3 | 148.6 | 152.9 | 146.3 |
| カーペット  | 113.9 | 126.3 | 126.0 | 129.9 | 140.0 | 158.4 | 163.5 | 148.6 |
| 衣類製造業  | 105.6 | 107.0 | 107.5 | 111.0 | 111.8 | 114.3 | 120.5 | 111.4 |

(資料) Textile Council 及びTextile Statistics Bureau

表4-4 米国の大紡織会社の戦後企業統合数

|              | 買 収 合 併 件 数 |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    | 計  |
|--------------|-------------|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|
|              | 1951        | 52 | 53 | 54 | 55 | 56 | 57 | 58 | 59 | 60 | 61 | 62 | 63 |    |
| Burlington   | 4           | 1  | 2  | 2  | 4  | 2  | 1  | 5  | 1  | 1  |    |    |    | 23 |
| J.P.Stevens  | 1           |    | 1  | 2  | 1  | 2  | 2  | 6  | 1  | 4  | 1  |    |    | 21 |
| United M.M.  | 2           | 1  | 1  |    | 1  |    | 1  | 2  | 1  |    |    |    |    | 9  |
| Lowenstein   | 1           |    | 1  | 2  |    |    |    | 1  |    |    |    |    |    | 5  |
| Cannon Mills |             |    |    |    | 1  |    |    |    |    |    |    |    |    | 1  |
| Cone Mills   | 1           | 2  |    |    |    | 2  | 1  | 1  | 1  | 1  | 1  |    |    | 10 |
| West Point   |             |    |    |    | 1  |    | 2  | 1  |    |    |    |    |    | 4  |
| Dan River    |             |    |    |    |    | 2  |    | 1  | 1  |    |    |    |    | 4  |
| Indian Head  |             |    |    |    |    | 2  |    | 4  | 4  | 2  | 2  |    |    | 14 |
| 合計 件数        | 1           | 10 | 2  | 5  | 7  | 9  | 8  | 7  | 21 | 9  | 7  | 5  |    | 91 |

(出所) "Moody" 1963及び "Standard Listed Stock Report" 1964.

表5-1 英国の織物の輸出入と紡織設備

|      | 輸出(100万平方ヤード) |      | 輸入(100万平方ヤード) |      | 設備     |        |
|------|---------------|------|---------------|------|--------|--------|
|      | 綿織物           | 人織織物 | 綿織物           | 人織織物 | 紡機(千錘) | 織機(千台) |
| 1958 | 383           | 84   | 389           | 47   | 16,595 | 250    |
| 1959 | 347           | 64   | 525           | 38   | 12,054 | 218    |
| 1960 | 327           | 54   | 728           | 58   | 8,769  | 168    |
| 1961 | 287           | 49   | 731           | 70   | 8,557  | 164    |
| 1962 | 235           | 55   | 576           | 66   | 7,363  | 153    |
| 1963 | 223           | 80   | 636           | 63   | 6,097  | 137    |
| 1964 | 210           | 91   | 767           | 94   | 5,756  | 130    |
| 1965 | 209           | 95   | 588           | 88   | —      | 124    |
| 1966 | 171           | 65   | 587           | 93   | 4,865  | 115    |
| 1967 | 143           | 75   | 660           | 125  | 4,103  | 98     |
| 1968 | 156           | 78   | 707           | 147  | 3,709  | 89     |
| 1969 | 146           | 101  | 545           | 155  | 3,539  | 85     |
| 1970 | 139           | 118  | 480           | 164  | 3,416  | 75     |

(出所) Textile Council 及び Textile Statistics Bureau

表5-2 MFA二国間協定国からの輸入割合

(%)

|        |          | 1976 | 1977 | 1978 | 1979 |
|--------|----------|------|------|------|------|
| 英<br>国 | 綿糸輸入     | 24.1 | 22.8 | 8.6  | 10.9 |
|        | 綿布輸入     | 63.3 | 62.3 | 58.5 | 58.8 |
|        | 人造繊維織物   | 22.6 | 24.0 | 18.7 | 17.6 |
| 米<br>国 | 綿製品輸入    | 91.3 | 90.7 | 89.8 | 91.2 |
|        | 人造繊維製品輸入 | 76.3 | 74.7 | 76.2 | 80.7 |

(出所) 日本紡績月報

表5-3 関税・非関税障壁による消費者の負担増（試算例：米国）

| 品目              | 年    | 負担増分（億ドル） | 備考           |
|-----------------|------|-----------|--------------|
| テキスタイル          | 1980 | 32        | 関税のみ         |
|                 | 1981 | 20~40     | ウォータのみ       |
| アパレル            | 1984 | 180       |              |
| テキスタイル<br>+アパレル | 1980 | 184       |              |
|                 | 1987 | 200       | 1987.9.IIE   |
|                 | 1987 | 100       | 1987.6.IBERC |

(出所) 日本化学纖維協会

(資料) World Bank「World Development Report」1987ほか

(注) IBERC : International Business &amp; Economic Research Corp.

表5-4 米国紡織業の推移

|      | 紡織加工業    |          |           | 綿・人織紡績<br>原料消費<br>(千トン) | 綿タイプ紡機<br>(百万錘) |
|------|----------|----------|-----------|-------------------------|-----------------|
|      | 売上高(億\$) | 売上利益率(%) | 設備投資(億\$) |                         |                 |
| 1960 | 138      | 2.5      | 3.7       | 2100                    | 20.0            |
| 1961 | 140      | 2.1      | 3.3       | 2087                    | 19.6            |
| 1962 | 144      | 2.4      | 3.8       | 2193                    | 19.5            |
| 1963 | 151      | 2.3      | 4.3       | 2122                    | 19.3            |
| 1964 | 162      | 3.1      | 5.9       | 2524                    | 19.4            |
| 1965 | 180      | 3.8      | 7.9       | 3014                    | 19.4            |
| 1966 | 195      | 3.6      | 9.6       | 3166                    | 20.0            |
| 1967 | 187      | 2.9      | 7.7       | 2513                    | 20.6            |
| 1968 | 208      | 3.1      | 6.5       | 2504                    | 20.5            |
| 1969 | 218      | 2.9      | 8.6       | 2509                    | 20.1            |
| 1970 | 216      | 1.9      | 8.0       | 2350                    | 19.6            |
| 1971 | 229      | 2.4      | 9.0       | 2498                    | 19.2            |
| 1972 | 256      | 2.6      | 10.6      | 2517                    | 19.1            |
| 1973 | 291      | 2.9      | 10.3      | 2491                    | 18.9            |
| 1974 | 312      | 2.5      | 10.9      | 2313                    | 18.6            |
| 1975 | 281      | 1.5      | 9.0       | 2131                    | 18.2            |

(出所) ATMI "Textile Highlights"

表5-5 米英日の対比

|         | 米 国                             | 英 国   | 日 本   |
|---------|---------------------------------|---|---|
| 設備調整政策等 | ・個別産業に対する支援政策は基本的には行われていない。     | ・1959年綿業法等、設備の廃棄、近代化に対する支援政策が行われた。<br>・E C加盟後はなし。                     | ・設備調整、設備近代化に対する支援政策が行われた。<br>・企業の水平・垂直統合を支援する政策が行われた。 |
| 輸入規制的措置 | ・強力かつ有効な輸入規制的措置が行われている。         | ・輸入規制的措置は行われたが有効ではなかった。   | ・輸入規制的措置は行われていない。                                     |
| 産業再編成   | ・1950年代から総合コンバータによる統合が大規模に行われた。 | ・1960年代にCourtaulds ICIにより紡織業界の再編成が行われた。<br>・その後、統合による硬直化が進行し、業況は良くない。 | ・合纖の発展期に、①東レによる加工・販売部門の系列化、②後発企業の一部の合併が行われたなどまる。      |

# INDUSTRIAL ADJUSTMENT POLICIES FOR THE TEXTILE INDUSTRY

by

Satoshi Iwata  
Former Senior Research Fellow,  
Research Institute of International Trade and Industry

Tetsuya Matsuhashita  
Former Research Fellow,  
Research Institute of International Trade and Industry

December 1988

## ABSTRACT

The Japanese textile industry, the first of Japan's industries to face pressures for adjustment, continues to experience difficult times. This research paper examines textile policies and the adjustment process of the Japanese textile industry in the post-war period, and compares Japan's experience with those of the United States and the United Kingdom.

This paper is divided into four sections. First, it describes the adjustment process of the Japanese textile industry from the end of the Second World War to the early 1970's. Second, it examines the implementation of textile policies, beginning with policies to cope with excess capacity following the Korean War. Third, the paper surveys textile policies adopted by the U.S. and the U.K. Like Japan, both have gone through periods of industrial adjustment. Fourth, it surveys the restructuring of the U.S. and British textile industries through mergers and acquisitions, which have occurred independently of government policy. Finally, the paper compares the textile industries of the U.S., U.K., and Japan with respect to capacity reduction policies, import regulation policies, and industrial restructuring. The paper also analyzes the relation between these policies and textile industry performance.

The paper reaches the following conclusions. First, capacity reduction policies are insufficient to revitalize the textile industry in the medium and long term. Second, the effectiveness of import restrictions varies according to country, depending on factors such as the enforceability of import restrictions and the degree to which the textile industry is dependent on its domestic market. Generally, import restrictions force a part of the adjustment burden onto the domestic consumers and, in some cases, lead to the loss of competitiveness. Finally, the effectiveness of industrial restructuring is influenced by each country's market in a complex way. For this reason, no generalizations can be made with regard to restructuring.